

平成26年5月26日（月曜日）第1号

○議事日程	1頁
○本日の会議に付した事件	2頁
○出席議員	2頁
○欠席議員	2頁
○説明のため出席した者	2頁
○職務のため出席した事務局職員	3頁
○開会宣告	4頁
○開議宣告	4頁
○日程第 1 会議録署名議員の指名	4頁
○日程第 2 会期の決定	4頁
○日程第 3 議席の一部変更	4頁
○諸般の報告	5頁
○日程第 4 議案第62号から 日程第22 議案第80号まで	5頁
○委員会付託省略の議決	6頁
○日程第23 議会運営委員の辞任及び選任について	10頁
○休会の件	10頁
○散会宣告	10頁

平成26年6月2日（月曜日）第2号

○議事日程	11頁
○本日の会議に付した事件	11頁
○出席議員	11頁
○欠席議員	11頁
○説明のため出席した者	11頁
○職務のため出席した事務局職員	12頁
○開議宣告	14頁
○表彰状の伝達	14頁
○日程第 1 一般質問	15頁
25番 平山秀直議員	15頁
1番 花田進議員	29頁

17番 阿部春市議員 .....	42頁
○散会宣告 .....	50頁

平成26年6月3日（火曜日）第3号

○議事日程 .....	51頁
○本日の会議に付した事件 .....	51頁
○出席議員 .....	51頁
○欠席議員 .....	51頁
○説明のため出席した者 .....	51頁
○職務のため出席した事務局職員 .....	52頁
○開議宣告 .....	54頁
○日程第 1 議案第62号から議案第72号まで .....	54頁
○日程第 2 請願第2号 .....	55頁
○休会の件 .....	55頁
○散会宣告 .....	55頁

平成26年6月9日（月曜日）第4号

○議事日程 .....	57頁
○本日の会議に付した事件 .....	57頁
○出席議員 .....	57頁
○欠席議員 .....	58頁
○説明のため出席した者 .....	58頁
○職務のため出席した事務局職員 .....	59頁
○開議宣告 .....	60頁
○諸般の報告 .....	60頁
○日程第 1 議案第62号から 日程第 5 請願第 2号まで .....	60頁
○日程第 6 議案第71号及び 日程第 7 議案第72号 .....	63頁
○日程第 8 議案第67号から 日程第11 議案第70号まで .....	64頁
○日程第12 議案第66号 .....	66頁

○市長挨拶 .....	68頁
○閉会宣告 .....	68頁

署名 .....	71頁
----------	-----

参考資料

○議決結果表 .....	73頁
○会期及び日程 .....	75頁
○一般質問通告表 .....	77頁
○議案付託区分表 .....	79頁
○請願文書表 .....	81頁

平成26年五所川原市議会第3回定例会会議録（第1号）

---

◎議事日程

平成26年5月26日（月）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議席の一部変更
- 第 4 議案第62号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市税条例等の一部を改正する条例の制定について）
- 第 5 議案第63号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 6 議案第64号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 7 議案第65号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 8 議案第66号 平成26年度五所川原市一般会計補正予算（第1号）
- 第 9 議案第67号 五所川原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第68号 訴えの提起について
- 第11 議案第69号 訴えの提起について
- 第12 議案第70号 訴えの提起について
- 第13 議案第71号 財産の取得について
- 第14 議案第72号 財産の取得について
- 第15 議案第73号 教育委員会委員の任命について
- 第16 議案第74号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第17 議案第75号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第18 議案第76号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第19 議案第77号 十三財産区管理委員の選任について
- 第20 議案第78号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 第21 議案第79号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 第22 議案第80号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 第23 議会運営委員の辞任及び選任について

---

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

◎出席議員（26名）

1番	花田進	議員	2番	鳴海初男	議員
3番	山田善治	議員	4番	三瀨春樹	議員
5番	山田和宗	議員	6番	木村慶憲	議員
7番	成田和美	議員	8番	吉岡良浩	議員
9番	伊藤永慈	議員	10番	山口孝夫	議員
11番	木村博	議員	12番	古川幸治	議員
13番	秋元洋子	議員	14番	稲葉好彦	議員
15番	松野武司	議員	16番	寺田武造	議員
17番	阿部春市	議員	18番	福士寛美	議員
19番	加藤磐	議員	20番	木村清一	議員
21番	桑田茂	議員	22番	川浪茂浩	議員
23番	磯辺勇司	議員	24番	工藤武則	議員
25番	平山秀直	議員	26番	葛西収三	議員

---

◎欠席議員（なし）

---

◎説明のため出席した者（27名）

市	長	平山誠敏
副市	長	三上裕行
総務部	長	小田桐宏之
財政部	長	佐藤明
民生部	長	櫛引和雄
福祉部	長	工藤仁
経済部	長	小山内秀峰
建設部	長	菊池司
上下水道部	長	北川智章
会計管理者		岩川静子

教育委員長	阿部育也
教育長	長尾孝紀
教育部長	岩崎明彦
選挙管理委員会 委員長	白川昭磨
選挙管理委員会 事務局長	太田 扶
監査委員	山本將雄
監査委員 事務局長	諏訪秀清
農業委員会 会長	斎藤靖裕
農業委員会 事務局長	小山内洋一
総務課長	宮崎昌子
財政課長	三橋大輔
市民課長	新井勝博
保護福祉課長	木村智明
農林水産課長	川浪 治
土木課長	蒔苗 司
上下水道部 総務課長	有馬 敦
教育総務課長	今 義 律

◎職務のため出席した事務局職員

事務局長	長尾功一
次長	片山善一朗

◎開会宣告

○三潟春樹議長 おはようございます。ただいまの出席議員25名、定足数に達しております。

これより平成26年五所川原市議会第3回定例会を開会いたします。

---

◎開議宣告

○三潟春樹議長 これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号により進めます。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○三潟春樹議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、11番、木村博議員、12番、古川幸治議員、13番、秋元洋子議員を指名いたします。

---

◎日程第2 会期の決定

○三潟春樹議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から6月9日までの15日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から15日間と決しました。

---

◎日程第3 議席の一部変更

○三潟春樹議長 日程第3、議席の一部変更を議題といたします。

本件は、会派の異動に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、17番、桑田茂議員を21番に、18番、阿部春市議員を17番に、19番、福士寛美議員を18番に、20番、加藤磐議員を19番に、21番、木村清一議員を20番に変更するものであります。

お諮りいたします。本件については、ただいま申し上げましたとおり変更することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 異議なしと認めます。

よって、議席の一部変更をすることに決しました。

議席変更のため暫時休憩いたします。

午前10時05分 休憩

---

午前10時06分 再開

○三潟春樹議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎諸般の報告

○三潟春樹議長 次に、諸般の報告をいたします。

市長より報告第1号から報告第8号までの8件の報告が、また監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月現金出納検査の結果報告がありました。報告書は、お手元に配付しておりますので、御了承願います。

---

◎日程第 4 議案第62号から

日程第22 議案第80号まで

○三潟春樹議長 次に、日程第4、議案第62号 専決処分の承認を求めることについてから日程第22、議案第80号 人権擁護委員の候補者の推薦についてまでの19件を一括議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

○平山誠敏市長 一登壇一

平成26年五所川原市議会第3回定例会の開会に当たり、提案いたしました議案の提案理由を御説明いたします。

議案第62号から議案第65号までの4件は、専決処分の承認を求めることについてであります。議案第62号は、五所川原市税条例等の一部を改正する条例を定めたので、これを報告し、その承認を求めるものであります。

議案第63号は、五所川原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めたので、これを報告し、その承認を求めるものであります。

議案第64号は、五所川原市都市計画税条例の一部を改正する条例を定めたので、これを報告し、その承認を求めるものであります。

議案第65号は、五所川原市承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産

税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を定めたので、これを報告し、その承認を求めるものであります。

議案第66号は、平成26年度五所川原市一般会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億805万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ314億2,105万3,000円とするものであります。

議案第67号は、五所川原市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。青森県屋外広告物条例に基づく許可の期間の更新に関する手数料を新たに徴収するため提案するものであります。

議案第68号から議案第70号までの3件は、訴えの提起についてであります。地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、訴えを提起するため提案するものであります。

議案第71号及び議案第72号は、財産の取得についてであります。地方自治法第96条第1項第8号及び五所川原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第73号は、教育委員会委員の任命についてであります。教育委員会委員として、木村吉幸氏を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

議案第74号から議案第76号までの3件は、固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。固定資産評価審査委員会委員として、嶋谷敏氏、前田正廣氏及び竹谷博則氏を選任するため、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

議案第77号は、十三財産区管理委員の選任についてであります。十三財産区管理委員として、矢本良博氏を選任するため、五所川原市財産区管理会条例第3条の規定により議会の同意を求めるものであります。

議案第78号から議案第80号までの3件は、人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。人権擁護委員の候補者として丁子谷勇氏、中村健氏及び成田徹夫氏を推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

以上が本定例会に提案いたしました議案の概要であります。詳細につきましては、議事の過程で本職並びに関係職員が説明いたしますので、全議案とも御賛同賜りますようお願い申し上げます。

---

◎委員会付託省略の議決

○三潟春樹議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております日程第15、議案第73号 教育委員会委員の任命についてから日程第22、議案第80号 人権擁護委員の候補者の推薦についてまでの8件については、委員会付託を省略し、直ちに審議したいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 異議なしと認めます。

よって、議案第73号から議案第80号までの8件については、委員会付託を省略し、直ちに審議することに決しました。

---

○三潟春樹議長 初めに、議案第73号 教育委員会委員の任命について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

---

○三潟春樹議長 次に、議案第74号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件は同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

---

○三潟春樹議長 次に、議案第75号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三潟春樹議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。  
採決いたします。

本件は同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○三潟春樹議長 異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

---

○三潟春樹議長 次に、議案第76号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三潟春樹議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。  
採決いたします。

本件は同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○三潟春樹議長 御異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

---

○三潟春樹議長 次に、議案第77号 十三財産区管理委員の選任についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三潟春樹議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。  
採決いたします。

本件は同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○三潟春樹議長 御異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

---

○三潟春樹議長 次に、議案第78号 人権擁護委員の候補者の推薦についての質疑を行い

ます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。  
採決いたします。

本件は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 御異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

---

○三潟春樹議長 次に、議案第79号 人権擁護委員の候補者の推薦についての質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。  
採決いたします。

本件は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 御異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

---

○三潟春樹議長 次に、議案第80号 人権擁護委員の候補者の推薦について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。  
採決いたします。

本件は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 御異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

---

◎日程第23 議会運営委員の辞任及び選任について

○三潟春樹議長 次に、日程第23、議会運営委員の辞任及び選任についてを議題といたします。

木村清一議員より5月22日付で議会運営委員の辞任願の提出があり、委員会条例第14条の規定により議長においてこれを許可いたしましたので、報告いたします。

後任の議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により議長において指名いたします。

議会運営委員に21番、桑田茂議員を指名いたします。

---

◎休会の件

○三潟春樹議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明27日から6月1日までの6日間は議案熟考のため休会いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 御異議なしと認めます。

よって、6日間は休会することに決しました。

次回は6月2日定刻より会議を開きます。

---

◎散会宣告

○三潟春樹議長 本日はこれにて散会いたします。

午前10時18分 散会

平成26年五所川原市議会第3回定例会会議録（第2号）

---

◎議事日程

平成26年6月2日（月）午前10時開議

第1 一般質問（3人）

25番 平山 秀直 議員

1番 花田 進 議員

17番 阿部 春市 議員

---

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

◎出席議員（25名）

1番 花田 進 議員	2番 鳴海 初男 議員
3番 山田 善治 議員	4番 三潟 春樹 議員
5番 山田 和宗 議員	6番 木村 慶憲 議員
7番 成田 和美 議員	8番 吉岡 良浩 議員
9番 伊藤 永慈 議員	10番 山口 孝夫 議員
11番 木村 博 議員	12番 古川 幸治 議員
13番 秋元 洋子 議員	14番 稲葉 好彦 議員
15番 松野 武司 議員	16番 寺田 武造 議員
17番 阿部 春市 議員	18番 福士 寛美 議員
19番 加藤 磐 議員	20番 木村 清一 議員
21番 桑田 茂 議員	22番 川浪 茂浩 議員
24番 工藤 武則 議員	25番 平山 秀直 議員
26番 葛西 収三 議員	

---

◎欠席議員（1名）

23番 磯辺 勇司 議員

---

◎説明のため出席した者（27名）

市長 平山 誠敏

副市長	三上裕行
総務部長	小田桐宏之
財政部長	佐藤明
民生部長	櫛引和雄
福祉部長	工藤仁
経済部長	小山内秀峰
建設部長	菊池司
上下水道部長	北川智章
会計管理者	岩川静子
教育委員長	阿部育也
教育長	長尾孝紀
教育部長	岩崎明彦
選挙管理委員会 委員長	白川昭磨
選挙管理委員会 事務局長	太田扶
監査委員	山本將雄
監査委員 事務局長	諏訪秀清
農業委員会 会長	斎藤靖裕
農業委員会 事務局長	小山内洋一
総務課長	宮崎昌子
財政課長	三橋大輔
市民課長	新井勝博
介護福祉課長	岩崎孝幸
農林水産課長	川浪治
土木課長	蒔苗司
上下水道部 水道課長	三上弘道
教育総務課長	今義律

◎職務のため出席した事務局職員

事務局長 長尾功一  
次長 片山善一朗

◎開議宣告

○三潟春樹議長 ただいまの出席議員24名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号により進めます。

◎表彰状の伝達

○三潟春樹議長 議事に入る前に、去る5月28日開催の全国市議会議長会第90回定期総会において市議会議員として市政の伸展に努められた功績により、在職20年以上の議員として木村清一議員が、在職15年以上の議員として桑田茂議員が表彰されました。受賞者の方々に対し、心から敬意を表するとともにお祝いを申し上げます。

これより表彰状の伝達を行います。受賞された方々は、前のほうへお願いいたします。

表 彰 状

五所川原市

木 村 清 一 殿

あなたは市議会議員として20年の長きにわたり市政の発展に尽くされその功績は特に著しいものがありますので第90回定期総会にあたり本会表彰規程によって特別表彰いたします

平成26年5月28日

全国市議会議長会

会長 佐 藤 祐 文

(表彰状贈呈)

(拍手)

表 彰 状

五所川原市

桑 田 茂 殿

あなたは市議会議員として15年市政の伸展に努められ  
その功績は著しいものがありますので第90回定期総会に  
あたり本会表彰規程により表彰いたします

平成26年5月28日

全国市議会議長会

会長 佐藤 祐文

(表彰状贈呈)

(拍手)

○三潟春樹議長 以上をもって表彰状の伝達を終わります。

なお、私も在職15年以上の表彰を受けました。報告して終わります。

市長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

○平山誠敏市長 ただいま本会議場におきまして、全国市議会議長会の表彰の栄誉に浴  
されました木村清一議員、三潟春樹議長及び桑田茂議員に対しまして心よりお喜びを申し  
上げます。これはひとえにお三方の長年の御功績のたまものであり、今回の表彰授与を  
一つの契機としていただき、今後ともより一層市政の伸展に御尽力くださいますようお  
願い申し上げ、お祝いの言葉といたします。本当におめでとうございます。

---

◎日程第1 一般質問

○三潟春樹議長 日程第1、一般質問を行います。

今定例会から一般質問は一括方式と一問一答方式の選択制により行います。一問一答  
方式の場合、再質問以降の質問は一般質問通告書の質問要旨順に行い、1つの質問要旨  
に関する質問、答弁が終結してから次の質問要旨に関する質問、答弁に移る方法で行い  
ますので、御協力をお願いいたします。

なお、質問、答弁とも特に簡潔明瞭に願います。

それでは、25番、平山秀直議員の質問を許可いたします。25番、平山秀直議員。

○25番 平山秀直議員 一登壇一

おはようございます。至誠公明会の平山秀直でございます。通告に従って一般質問を  
させていただきます。

通告の第1点目は、国土強靱化地域計画についてであります。公明党も掲げている防  
災・減災ニューディールの主張を反映させていただいて、防災・減災等に資する国土強  
靱化基本法が平成25年12月4日に成立いたしました。17日には、同法に基づき国土強靱

化推進本部本部長である安倍首相の初会合が開かれ、巨大地震などの大規模災害が発生した場合、壊滅的な被害を免れるための政策大綱が決定し、防災、減災の取り組みが本格的にスタートしようとしております。政策大綱では、人命の保護、国家の重要機能維持、国民の財産、公共施設の被害最小化、迅速な復旧、復興を基本目標として規定し、住宅密集地での大規模災害や市街地の広域浸水など、国として避けなければならない事態への対策を分野別にまとめております。今後は、政策大綱をもとに、より詳細な国土強靱化基本計画を今年、平成26年5月に策定する予定となっており、もう既に策定されているようでございますが、さらに同じ時期に都道府県、市町村に対する国土強靱化地域計画の策定支援も開始される予定でございます。

そこでお伺いいたしますが、各地方自治体でも地域計画の策定実施の責務が定められていることから、地域の実情を踏まえ、災害から生命を守る計画策定に向け、当市の地域の計画策定はどのように考えておられるかお伺いいたします。

次に、第2点、国土の総点検、ソフト対策の充実についてお伺いいたします。東日本大震災では、交通網の寸断や情報通信機能の麻痺、行政の機能不全など数多くの課題が浮き彫りになりました。さらに、人命救助や復旧、復興に欠かせない道路や橋などインフラの多くは、中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故のように老朽化が指摘されております。45項目の起きてはならない最悪の事態に対し、府省庁がそれぞれ実施する防災、減災に対する施策の達成度を来年3月までに総点検する予定になっているようでございます。項目ごとに対策が進んでいるかをチェックするため、対策が不十分な点が特定され、優先順位の高い順から重点的に対策を進めることとなっております。この点、当市ではどのように対応されるかお伺いいたします。

次に、ソフト対策の充実についてお伺いいたします。防災・減災基本法には、ソフト対策の充実が明記されております。その1つが、女性、高齢者、子供、障害者などの視点を重視した被災者への支援体制の整備であります。

そこで、女性などの視点を生かした被災者支援策はどのようになっているか、どうお考えであるかお伺いいたします。また、ソフト対策として防災教育の推進も法律に盛り込まれました。各地域で防災教育に取り組む学校などを支援している防災教育チャレンジプラン、その上で学校で防災教育を行う教師の研修教育はどう図られるのか、この点当市ではどのように考えているかお伺いいたします。

次に、通告の第2点目、中心市街地の今後の見通しについてお伺いいたします。その第1点は、立佞武多広場が恋人の聖地に選ばれた、その後の見通しについてお伺いいたします。五所川原市の立佞武多広場がカップル向けの場所として県内で初めての恋人の

聖地に選ばれ、4日、現地で銘板の授与式が行われ、関係者約35人が出席し、広場の知名度アップや観光客の増加に期待を寄せられております。恋人の聖地プロジェクトとは、NPO法人地域活性化支援センターで少子化対策と地域の活性化への貢献をテーマとした観光地域の広域連携を目的に恋人の聖地プロジェクトを展開しており、恋人の聖地プロジェクトは2006年4月1日より全国の観光地域の中から、プロポーズにふさわしいロマンチックなスポットを恋人の聖地として選定し、地域の新たな魅力づくりと情報発信を図るとともに、地域間の連携による地域活性化を図っております。また、このプロジェクトでは非婚化、未婚化の進行を少子化問題の一つとして捉え、各地域によるさまざまな活動を通して若い人々のみならず、地域社会に向けて結婚に対する明るい希望と空気を図るための活動をしております。全国の観光地は、社会経済環境の変化、若い人々のライフスタイル並びに余暇の過ごし方の変化に伴い、若い人々の旅離れが進み、各観光地は集客のターゲットを若年層から中高年へとシフトせざるを得なくなっております。そして、若い人々のいなくなった観光地では、次代の地域活性化の担い手となるべき地域の若者たちの活躍の場が失われ、地域から発信される情報の活力がますます失われていくという悪循環に陥ってしまっております。

そこでお伺いいたしますが、当市では恋人の聖地と選定され、その後どのように考えられているかお伺いいたします。

次に、第2点、太宰治ゆかりの蔵計画についてお伺いいたします。五所川原市が2004年から中心市街地の大町2丁目区域で進めてきた土地区画整理事業は、都市基盤整備がほぼ完了いたしました。都市計画課によると、あとは電線類を地中化させるための共同溝工事や電柱撤去、歩道の舗装などの仕上げ作業を経て、2015年8月に換地処分される予定であります。エルムの街のショッピングセンターを中心とする商業集積地が活況を呈する中、急速に空洞化した旧市街地復活の道は険しいですが、都市基盤が整ったこれからが正念場でございます。官民挙げて知恵を絞り、五所川原繁栄の歴史を刻むこの地にぎわいを取り戻していきたいわけでございます。これまでに屋台村を中心とした広場など、さまざまな計画が持ち上がりましたが、残念ながら実現いたしませんでした。景気低迷の長期化、地元経営者の後継者難などが大きな障害となっております。

そんな中、ようやく動きが出てきたのが太宰治ゆかりの蔵計画でございます。この蔵は、太宰が育ての親と慕ったおば、津島キエさんの転居先の隣にあり、疎開中の太宰が寝泊まりしたと言われております。土地区画整理に伴い解体されましたが、かつて大町地区に建っていた場所の隣接地に文化交流施設として今建設中であります。立佞武多だけに頼りがちだった五所川原市街地に新たな観光資源が生まれます。多くの市民や旅行

客が町歩きや買い物を楽しむきっかけになってほしいものです。さらには、太宰の生家でもある同市の斜陽館、中泊町の小説「津軽」の像記念館、外ヶ浜町にある太宰ゆかりの旧奥谷旅館を活用した竜飛岬観光案内所などをつなぐ津軽半島の太宰文学観光ルートが非常に魅力を増しております。

そこでお伺いいたしますが、この事業内容、事業主体、今後の計画はどのようになっているかお伺いいたします。

次に、通告の第3点目、五所川原6次産業化推進についてお伺いいたします。第1点は、りんごの6次産業化推進についてであります。五所川原6次産業化推進協議会が地元のブランド農産物を大消費地に売り込もうと事業法人の設立に動き出しております。農産物の販売をめぐる地域間の競争が激化する中、五所川原市内の6次産業化に確かな道筋をつける必要があります。五所川原市内でも6次産業化の取り組みは個々に図られているものの、市全体でブランド化を目指す基盤はまだ整っていないようであります。

一方、五所川原市にとって事業法人の設立が農産物のブランド化や農業の6次産業化の基盤整備に向けた第一歩です。設立に向けた詳細な計画書は、同協議会の委員会が作成することになっており、売り込み農産物には品質基準を設定し、厳格なルールに沿って生産するクラブ制を想定されているようであります。事業法人で扱う具体的な品目としては、市の特産品赤～いりんごの後継品種栄紅などを念頭に置いていると言われております。赤～いりんごは果実まで赤く、強い酸味や、ポリフェノールが普通のりんごの数倍含まれていることなどが特徴で、ジャムやジュースに加工して販売してきましたが、関係者の間ではPRが必ずしも十分ではなかったとの御指摘もあり、栄紅には同じ轍を踏ませたくはないとの思いがあるようでございます。栄紅は糖度が高く、果汁も多いため生食に適し、今年度中の品種登録が見込まれております。地元農産物の新たな顔として売り込む格好の時期であり、事業法人の力が試されております。徹底した栽培管理で高品質の商品を提供し、確固とした販路を築いていただきたいと願っております。

そこでお伺いいたしますが、当市ではりんごの6次産業化推進についてどのように考え、また同事業法人との関係をどうかかわっていくか、その支援体制についてお伺いいたします。

最後に、世界農業遺産の取り組みについてお伺いいたします。津軽地方で盛んなりんご栽培の世界農業遺産登録を目指す活動が始まりました。五所川原6次産業化推進協議会、事務局は五所川原農林高校が研究会を発足させ、各自治体に協力を求めながら県に登録推進を働きかける方針で動いております。世界農業遺産は、国際連合食糧農業機関が認定し、2002年の開始以降、世界11カ国の25カ所が登録されております。日本では、

トキと共生する佐渡の里山など5件が登録されていますが、津軽地方のりんご栽培が登録されれば北海道、東北地方では初めてということになります。言うまでもなく津軽地方のりんごは、食味、安全性などあらゆる面で世界最高レベルを誇り、国内外の市場で高い評価を得ております。これらは、明治期から約140年にわたり先人たちが官民挙げて品種の育成に努め、栽培技術を磨き続けてきた結果であることは私が申し上げるまでもございません。まさしく津軽地方の財産と呼ぶにふさわしい伝統的な農業、農法、農村文化の保全などを目的とする世界農業遺産への登録を目指す取り組みは、関係各界から大いに歓迎されているようでございますが、あわせて早期の実現に向け関係者の機運の高まりが最も重要であります。

津軽地方のりんごが農産物として国際的に確固たる地位を築いているにもかかわらず、地元関係者が遺産登録を目指す背景には、りんごの生産販売をめぐる環境の変化と将来への不安があるものと考えられております。津軽地方を中心とする県産りんごは、輸入自由化の中でも高い品質により市場での地位を維持し、近年の生産量もおおむね40万トン以上を維持しているものの、販売金額は伸び悩んでおります。輸出も重要な需給調整機能を果たしていますが、海外市場では韓国、ニュージーランド産などの品質向上が脅威になりつつあり、新たな市場開拓が急務となっております。果実の品質を支えてきた剪定など高い技術も、後継者不足などにより今後は継承が容易ではなく、有効な対策を講じていかなければ生産基盤そのものが危ういものとなります。

そこでお伺いいたしますが、りんごの世界農業遺産登録を目指すに当たり、本市ではどのように考えられておるかお伺いいたします。

以上で壇上からの質問は終わりますが、今回から一問一答方式も認められましたので、後の質問は座席からやらせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたしまして質問を終わります。

○三潟春樹議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○平山誠敏市長 ただいまの恋人の聖地についてお答えいたします。

恋人の聖地は、NPO法人地域活性化支援センターが2006年より全国の観光地域の中から魅力的なスポットを恋人の聖地として認定し、地域の新たな魅力づくりと情報発信を行っているプロジェクトであります。また、このプロジェクトでは非婚化、未婚化を少子化問題の一つとして捉え、日本全国で選定された100カ所を超える恋人の聖地とともに、地域社会に向けて結婚に対する意識の醸成を図る活動も促進されているところであります。本市では、新たな観光資源の開発と少子化対策のため、この趣旨に賛同し、昨

年12月に恋人の聖地の候補地として立佞武多広場を申請したところ、今年3月に開催された第31回恋人の聖地選定委員会において、立佞武多のまち五所川原が4月1日付で正式に認定されております。全国で125カ所目、県内では初の認定となり、5月4日に立佞武多広場で開催された銘板授与式におきましては、NPO法人地域活性化支援センター理事であり、世界的に活躍されておられるファッションデザイナー、桂由美さんから銘板を授与していただきました。恋人の聖地に認定された立佞武多広場は、五所川原商工会議所青年部が昨年より実施しております街コン、五一GOーまっちこんのイベントなど、中心市街地に若い人たちが集う場所としての活用が見込まれるところであります。今後は、認定のあかしであります銘板を飾るモニュメントを立佞武多広場に設置する予定にしており、積極的に立佞武多広場を県内外にPRし、誘客活動を展開してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○三潟春樹議長 総務部長。

○小田桐宏之総務部長 国土強靱化地域計画策定の取り組み状況についてお答えいたします。

現在国におきましては、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法、いわゆる国土強靱化基本法に基づき、国土強靱化基本計画の作成を進めているところでございます。この基本計画では、大規模自然災害等に備えまされた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、災害時でも機能不全に陥らない経済社会のシステムを平時から確保するため、国と地方が一体となって強靱化に取り組むことが重要であると位置づけられてございます。

国土強靱化基本法においては、県及び市町村が国土強靱化地域計画を策定することができる」と規定されており、今後地域計画策定に向けたガイドライン等が示されると伺ってございます。市としましても、地域防災という観点から地域特性や脆弱性評価に基づいた国土強靱化地域計画の策定は重要であると考えております。国や県の計画との整合性を図っていく必要もあることから、今後国から示されますガイドライン等を踏まえ、県による地域計画の策定動向等を注視しつつ、策定することとなる際には当市の地域特性を反映させ、市民生活の安全、安心を守ることができるよう、庁内の関係部局が横断的に連携しながら検討してまいりたいと考えてございます。

次に、防災意識の啓発についてでございます。平成23年3月に発生しました東日本大震災を教訓として、近い将来発生する可能性が高いとされる東海、東南海、南海地震へ

の対策など、全国的に大規模自然災害に対する備えが進んでおり、住民の防災に対する意識も高くなってきております。当市においても、安全、安心なまちづくりのもと防災業務に取り組んでおりますが、市民の防災意識の啓発につきましては、市総合防災訓練での子供から大人までの地域住民の参加による避難、避難誘導訓練の実施、町内会等への自主防災会結成の呼びかけ、防災ハンドブックを作成し毎戸に配布するなど、防災意識向上や災害時の自助、共助の啓発に努めているところでございます。

御質問の高齢者、女性の意見を取り入れた防災の施策実施は、安全、安心なまちづくりを推進する上で必要不可欠なものであると考えてございます。そのため防災対策に当たりましては、これまで以上に女性の意見を反映させるべく、市街地防災計画の作成や市の地域防災に関する重要事項を指針にするための機関であります。当市防災会議に女性委員を登用したところでございます。今後は、さまざまな御意見を頂戴し、女性の視点やニーズ等に配慮した防災対策の強化について取り組むとともに、市防災訓練等を通じ、防災に関する女性リーダーの育成など人材育成についても取り組んでまいりたいと考えてございます。

また、高齢者等への対応につきましては、今後さらに進行する高齢化社会に向けた防災対策としまして、五所川原市社会福祉協議会や市内の社会福祉施設、その他関係機関などとの連携を強化しながら、多様化することが見込まれます高齢者のニーズの把握に努めるとともに、防災対策及び災害発生時の対応にも力を注いでまいりたいと考えてございます。

以上です。

○三潟春樹議長 教育部長。

○岩崎明彦教育部長 教育委員会から学校において実施している防災教育への取り組み状況についてお答えいたします。

市内の小中学校では、災害への対応として市が策定する五所川原市地域防災計画並びに教育委員会が策定した初動態勢マニュアルをもとに、それぞれの学校が既に学校安全計画の中で対応について策定済みでございます。この計画の中では、児童生徒が災害における危険を認識して、その状況に応じて的確に判断することや、みずから安全を確保するための行動ができるよう教育活動全体を通じて安全教育に取り組むこととしております。特に地震や風水害、火災などの災害については、発生した際の危険性や安全な行動の仕方について学習するとともに、これらを想定した避難訓練を実施して、安全で素早い避難行動ができるよう実践的な指導も行っております。

具体的な対応として市浦小学校の対応をお伝えいたします。市浦小学校では、海岸線

を有する地域としての要因を踏まえながら、地震、津波による被害の防止に力点を置いた内容となっております。年間の指導計画には自然災害の発生メカニズム、地域の自然環境や過去の災害などといった防災に関する知識と能力を有するとともに、災害が発生した際に児童を安全に保護者へ引き渡すまでの対応計画も策定されております。学校、保護者、地域、また関係機関との連携のもと、実働訓練を実施するなど安全を確保する体制を整えてございます。教育委員会としては、これからもこれら実施状況を確認しながら改善を図り、防災教育を継続することによって児童生徒の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

○三潟春樹議長 建設部長。

○菊池 司建設部長 国土強靱化地域計画に関する道路、橋梁等公共施設の総点検についてお答えいたします。

国土強靱化基本方針の一つとして、地震による建築物倒壊等の被害対策の推進、公共施設の老朽化への対応並びに大規模自然災害等に起因する国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資することが示されております。市においては、平成24年度に五所川原市耐震改修促進計画を策定しており、庁舎、学校、病院等の市有1号特定建築物の耐震化率は、計画策定時の平成24年度では90.9%でありましたが、平成27年度の耐震化率の目標を95.0%にしており、目標を達成すべく順次耐震診断及び耐震改修を進めているところでございます。

また、橋長15メートル以上の橋梁を平成22年度及び平成23年度に点検調査業務を行い、平成24年度に橋梁長寿命化修繕計画を策定したことで、より計画的、効率的に橋梁の管理を行い、順次維持修繕、かけかえ等を進めてまいります。

平成24年12月に9人が犠牲となった山梨県の中央自動車道笹子トンネル天井板崩落事故により、社会資本の老朽化、維持管理が社会問題化されたことを受けて、今年度市が管理する道路や橋長15メートル未満の橋梁及び道路附属物等の総点検を国庫補助事業により実施いたします。橋梁、道路路面及び道路附属物等の劣化状況を把握することにより、今後の修繕計画を事後的対応から予防的対応に転換し、より経済的な維持管理方法の確立を目指してまいります。

今後の老朽化対策につきましては、道路法等において橋梁、トンネル等は5年に1度、近接目視により点検を行うことが規定されたため、今後も効果的な老朽化対策の推進を図ってまいりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

○三潟春樹議長 上下水道部長。

○北川智章上下水道部長 上水道施設の総点検についてお答えいたします。

水道は生命の源であり、健康で快適な生活を支えるライフラインで、加えて地域の経済や産業を支えるための重要なインフラであり、供給が途絶えることのない体制の構築が絶対条件であります。このため、平成26年度から平成35年度までの10年間に取り組むべき事項や方策を提示した五所川原市水道ビジョンを平成26年3月に策定したところであります。五所川原市水道ビジョンでは、水道水の安全性の確保を安全、確実な供給の確保を強靱、供給体制の持続性の確保を持続と表現し、これら3つの観点から水道の理想像を具体的に示し、取り組むこととしております。大規模自然災害時等に備えた地域防災の観点となる強靱な水道では、主要な施策といたしまして水道施設の耐震化、計画的な更新、災害対策の強化と広域的連携の強化を掲げ、まずは施設状況や耐震診断結果から、平成27年度より老朽化した元町浄水場の更新計画を進めることとしております。また、管路につきましても引き続き老朽管の更新工事を進め、耐震化の向上を図ってまいります。

続きまして、下水道施設の総点検についてお答えいたします。当市の下水道事業は、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業があります。この中で公共下水道事業の五所川原市浄化センターは、平成25年3月策定の五所川原市耐震改修促進計画において、市有1号特定建築物の77施設のうち、耐震性ありが確保されていない施設となっていることから、本年度耐震診断を実施いたします。また、供用開始後、既に30年が経過しておりますので、総点検の意味も含め、日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故発生や機能停止を未然に防止するため、昨年度より2カ年で五所川原市浄化センター長寿命化計画を策定し、機械、電気設備の更新なども含めた対策を行ってまいります。管路につきましても計画的な補修、補強及び清掃の実施により適切な維持管理を行ってまいりますので、よろしくお願いたします。

○三潟春樹議長 経済部長。

○小山内秀峰経済部長 それでは、平山議員の太宰ゆかりの蔵計画の概要についてお答えいたします。

現在大町商店街で整備が進行している太宰治ゆかりの蔵は、五所川原市大町商店街振興組合と株式会社まちなか五所川原の連携体が事業主体となって進める中心市街地コミュニティ拠点まちなかパーク整備事業計画の一部であります。本事業は、中小企業庁所管の平成25年度地域中小商業支援事業補助金を活用して実施するもので、かつての商店街が商品やサービスの提供の場であることを超えて地域住民のコミュニティの場として重要な役割を担ってきたことに鑑み、商店街の有するコミュニティ機能を向上、再生することによって、町なかのにぎわい再生と商店街の持つ商業機能の向上を図ることを目

的としております。

本事業の実施に当たって、五所川原市大町商店街振興組合と株式会社まちなか五所川原では、平成24年度に大町商店街を取り巻く地域状況や商店街に求められる機能等の調査を実施しており、その調査結果をもとに太宰ゆかりの蔵整備を含む中心市街地コミュニティ拠点まちなかパーク整備事業が計画されたところであります。事業内容といたしましては、大町商店街に太宰治ゆかりの蔵及び飲食店を中心とした商業施設思ひ出パークの整備を予定しており、これら新たな来街動機の創出により、地域住民の交流とともに市内外からの来街者による新たな人の流れを生み出す効果が得られるものと期待しております。今後の工事の進捗状況にもよりますが、現在のところ太宰治ゆかりの蔵及び思ひ出パークの竣工は7月末をめどに、施設全体の開業は8月を予定していると聞いております。

なお、本事業の実施主体は五所川原市大町商店街振興組合と株式会社まちなか五所川原の連携体ですが、本事業終了後の施設の管理運営については株式会社まちなか五所川原が主体的に行う予定であることから、その所有権についても同社が持つ予定と伺っております。

次に、今後の見通しについてお答えいたします。現在大町商店街を含む中心市街地では、五所川原立佞武多運営委員会が実施主体となる五所川原立佞武多を初め、五所川原市大町商店街振興組合が実施主体となる大町商店街夜店祭り、ヤッテマレ軽トラ市、ヤッテマレ冬まつりのほか、五所川原商工会議所青年部による街コン、五一GOーまっちこんなどが開催されています。

また、こうした祭り、イベント等とは別に、今年度に入り中心市街地では朝市の会による朝市が開催されているほか、先ほどの太宰治ゆかりの蔵が設置される思ひ出パークの整備、コミュニティFM放送の開局予定など、民間主導による新しい取り組みが始まっています。これらの活動や取り組みは、それぞれ観光の振興であったり、商店街の活性化であったりと、アプローチの手段や手法が異なるものの、全て町なかのにぎわい再生、創出を目的とするものであり、まさに地域住民を初めとする多様な主体が町なかのにぎわいを取り戻そうとするまちづくり活動のあらわれでもあります。本市といたしましては、このような多様な主体によるまちづくりを促進するためにも新たなまちづくりの担い手の参画を促し、まちづくり団体等相互のネットワーク構築と協働によって、さらなる町なかのにぎわい再生を図ってまいります。

続きまして、りんごの6次産業化推進についてお答えします。現在本市では、農業の6次産業化へ向けた取り組みとして、五所川原農林高等学校を中心とした産学官連携に

よるモデル構築を目指し、五所川原6次産業化推進協議会を平成24年度に設立して3年目を迎えているところであります。これまで協議会は、マイファームセンター設立によるIT活用、地下かんがい水田による田畑輪換実用実験、エコツーリズム、アグリスクール等の異年齢交流、研究コンテストとフォーラムの開催、新製品開発研究など着実に実績を積み重ねています。特に協議会では、ペクチン、ポリフェノールを多く含む赤～いりんごに着目し、ピューレを用いたパン等の加工商品の開発を進めており、今後も赤～いりんごのブランド化を図るため研究開発を進めていきます。

また、数年後に市場に出る予定の生食用の赤～いりんご栄紅の高付加価値化を視野に入れて、生産者、加工、流通業者が共同で取り組むクラブ制を発足させ、本格的なダイレクトマーケティングへの取り組みを目指しているところであります。

さらに、当市の特産品のブランドイメージ確立と販売促進活動支援のため、平成24年度に設立した五所川原地域ブランド推進協議会の事務局職員を6次産業化推進協議会のメンバーに加え、2つの協議会が連携して農業の6次産業化の推進と市の特産品のブランド化を図っていくものであります。

続きまして、世界農業遺産の取り組みについてお答えします。世界農業遺産とは、平成14年から国際連合食糧農業機関が立ち上げたプロジェクトでありまして、地域環境を生かした伝統的農法や生物多様性が守られた土地利用のシステムを次世代に残す目的で創設されたものであります。現在国内の世界農業遺産には、新潟県の佐渡地域を初めとして5つの地域が認定されており、さらに紀州南部の梅、宮城県の大崎耕土の稲作などが申請に向けて動き出しているところです。

青森県は、これまでの長い歴史の中で、りんごに関する栽培システム、人材、産業、文化を培ってきましたが、今やりんごを語らずして青森県を語ることはできず、世界農業遺産の認定条件である食料と生計の保障、知識システムと適応技術、生物多様性と生態系機能、文化、価値観と社会組織、すぐれた景観と土地、水管理の特徴を十分満たすものであると考えております。

五所川原6次産業化推進協議会では、青森りんごを申請資源として世界農業遺産の認定を目指し、りんごで世界農業遺産研究会を設立し、活動を進めているところであります。世界農業遺産の波及効果は計り知れないことから、認定取得に向けた同研究会の活動を支援してまいります。

○三潟春樹議長 25番、平山秀直議員。

○25番 平山秀直議員 2回目の質問から一問一答ということでお尋ねいたします。

1つは、最初の通告でありました国土強靱化計画に基づく当市の地域計画のことにつ

いてですけれども、ガイドラインが示される予定なので、それに基づいて整合性を図りながらつくっていくという御答弁でしたけれども、当市の特徴をどう捉えて整合性を持たせた地域計画を考えておられるのか。当市の特徴というのは、ほかの自治体とは違う部分があると思うので、ガイドラインに基づきながらも当市の特徴をどう捉えた防災計画を考えているのか、その点1点お尋ねします。

○三潟春樹議長 総務部長。

○小田桐宏之総務部長 当市におけます国土強靱化地域計画策定の取り組みの考え方でございます。

国土強靱化基本法の基本理念によりまして、国土強靱化に関し、国及び県との適切な役割分担を踏まえながら、当市の状況に応じた施策を総合的に、かつ計画的に策定し、実施することが必要と思われますので、今後国より示されます予定の地域計画の策定支援に向けたガイドライン等により検討することとなりますが、国土強靱化地域計画ではリスクごとに立てるのではなく、あらゆる災害を想定しながら、起きてはならない最悪の事態を想定し、最悪の事態を起こさない強靱な仕組みづくり、地域づくりを平時から持続的に展開するため、取り組みの方向性、内容を取りまとめ、計画するものでございます。このためには、土地利用のあり方や警察、それから消防機能、医療機能、交通、物流機能、エネルギー供給機能、情報通信機能、ライフライン機能、行政機能等さまざまな重要機能のあり方を強靱化の観点から見直しし、対策を考え、当市の施策を推進するものでありますから、各行政機関、自治会、それから地域住民、経済団体、民間事業者など広範な関係者と連携、協力しながら取り組んでまいりたいと考えてございます。

○三潟春樹議長 25番、平山秀直議員。

○25番 平山秀直議員 では、通告の第2点目のほうですけれども、市長の答弁のほうから恋人の聖地のことについて御答弁いただきました。この恋人の聖地のプロジェクトのことについて、ちょっとはっきりと聞き取れなかったんですが、今後当市ではこの広場と恋人の聖地として選定されたことによるプロジェクトの展開を具体的にどのように計画されているのか。五所川原市が主体的にやるということではないにしても、民間レベルでやることについて当市が具体的にどのように支援していく考えを持っているのか、今後の計画のことについて、当市の支援のことについてお尋ねします。

○三潟春樹議長 経済部長。

○小山内秀峰経済部長 先ほど市長が答弁したとおり、まずはモニュメントを建てます。それともう一つは、一つの事業として昨年度も実施しました五所川原商工会議所青年部による街コン、五一GOーまっちこん、そのほか観光協会とか館とか連携して、今後い

ろんな事業をそこで展開することによって若者が集まるような場所にしていきたいと思っております。

○三潟春樹議長 25番、平山秀直議員。

○25番 平山秀直議員 次に、太宰治ゆかりの蔵の計画、それと隣接する商業施設思ひ出パーク、これが7月の末に完成するというのを今聞きまして、立佞武多の祭りには間に合うんだなというような思いをいたしました。これを活用して、ぜひとも区画整理後の立佞武多の館とプラスした新たな施設の活性化、これを行政のほうでよろしくお願いたいなという思いで質問させていただきました。

1点答弁なかったのが、これに隣接する形で、何か新聞報道によると布嘉邸のれんがのことに、活用を図ることについて市民の声として寄せられておりました。一部ですけれども、布嘉邸のれんがが残っていたり、館の中の一部に利用されたりとかありますけれども、この点について当市のほうでは何か計画があれば御答弁お願いします。

○三潟春樹議長 経済部長。

○小山内秀峰経済部長 平山議員の布嘉邸のれんが塀についてお答えします。

かつて東北一の豪邸とうたわれた佐々木嘉太郎の布嘉邸は、昭和19年の大火で焼失しましたが、そのれんが塀の一部は本町旧中三デパート跡地に隣接する形で現存しております。このれんが塀につきましては、今年4月、株式会社まちなか五所川原から太宰治ゆかりの蔵整備に活用できないかという相談がありました。具体的には、現在五所川原市大町商店街振興組合と株式会社まちなか五所川原が連携して取り組んでいる中心市街地コミュニティ拠点まちなかパーク整備事業を計画変更して、太宰治ゆかりの蔵の一部にれんが塀を活用する、あるいはれんが塀をそのままの状態で大町に移設するという内容でありましたが、結果的にはそれらに要する追加事業費が当初の事業計画予算を少なからず上回ることや、移設した場合の維持費が太宰治ゆかりの蔵や商業施設の運営を圧迫するおそれがあること、さらには来街者を町歩きへと誘導するポイントとして、れんが塀を移設せずにそのまま活用する可能性などから、現在のところ株式会社まちなか五所川原ではれんが塀の活用を保留していると伺っております。このことから、本市といたしましては、株式会社まちなか五所川原やこのれんが塀の活用を検討している関係団体等の動向を注視してまいりたいと思っております。

○三潟春樹議長 25番、平山秀直議員。

○25番 平山秀直議員 それでは、3点目のりんごの6次産業化推進と、それから世界農業遺産のことについて質問しますけれども、りんごの6次産業化の推進について、とにかくりんごを売っていかなきゃいけないと。答弁の中に、ダイレクトマーケティングに

よる販路の拡大なんだと、それからクラブ制なんだというような答弁がございましたけども、このりんごのダイレクトマーケティング、それからクラブ制というのは、これどういうものなのか、具体的に御説明していただきたいなと思います。

○三潟春樹議長 経済部長。

○小山内秀峰経済部長 まず、クラブ制についてでございますが、生産者と加工、流通業者でグループを形成して、そのグループ内で生産と流通をコントロールするシステムで、さらにそれによって得られた利益を市場でマーケティングやブランド防衛、これは知的財産権ですけども、ブランド防衛を用いることによって高い付加価値の確保と維持を図っていくものでございます。

それから、もう一つのほうのダイレクトマーケティングについてですが、顧客と個別、直接的な双方向コミュニケーションを行って、相手の反応を測定しながらニーズや嗜好に合わせて顧客本位のプロモーションを展開していくマーケティングでございまして、単なる通販ではなく、顧客との関係性を深め、継続的な売り上げを目指すものでございます。

以上です。

○三潟春樹議長 25番、平山秀直議員。

○25番 平山秀直議員 非常に何か、本当は簡単なんだろうけども、聞く限りではちょっと難しくてよく理解できないんですが、とにかく直接的に顧客のほうに販売していく手法の一つみたいですが、ぜひとも販売力を高めていただく、そのために行政のほうでもぜひとも汗流してもらいたいなという思いでいっぱいでございます。

では、最後にこの世界農業遺産、大変な目標を立ててこれから取り組んでいかれるようですけども、これは五所川原市だけでなく、もちろんりんごの産地である周辺、弘前、何か八戸でもりんごはつくっているんだみたいなことがあって言われていますけれども、青森のりんご、世界農業遺産登録を目指して、市長が五農の事務局のほうといろいろと打ち合わせされながら、県に音頭をとっていただきながら、同周辺もきちんと巻き込んでいきながら、五所川原が五所川原の立場として世界農業遺産に登録を、実質的に五所川原が陰の旗印を振って、表はもっと大きいところが旗印にならなきゃいけないんでしょうから、なかなかその辺の立場もあると思いますけども、市長、この世界農業遺産登録のことについて、思いをあればぜひとも御答弁していただきたいなと。これの答弁をいただいて質問を終わりたいと思います。

○三潟春樹議長 市長。

○平山誠敏市長 最後のりんごの世界農業遺産の取り組みについて、まさに平山秀直議員

が今おっしゃったとおり、りんごの生産地からいきますとやっぱり弘前とか黒石、平川、藤崎、板柳、あの辺が主体になるんじゃないかと思っておりますが、本市としてはやっぱり赤～いりんごとか、これから販売されます栄紅がございますので、それらを視野に入れながら世界農業遺産にエントリーできればいいなというふうに思っております。

ただ、今回の締め切りが7月いっぱいですか、の期限がございますので、それちょっと難しいだろうと。この2年後の登録に向けてひとつ、多分、弘前市長中心になって進めていくべきだと思いますが、この形で生産地が40市町村のうちのたしか22市町村でりんごを生産しているということですので、その生産地域とも連携とりながら前向きに進めていきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○三渦春樹議長 以上をもって平山秀直議員の質問を終了します。

次に、1番、花田進議員の質問を許可いたします。1番、花田進議員。

○1番 花田 進議員 一登壇一

日本共産党の花田進です。それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。

最初の質問は、安倍政権が推進しようとしている集団的自衛権の行使容認についてであります。集団的自衛権とは、内閣法制局によれば、我が国が攻撃されていないが、我が国と密接な関係にある他国が武力攻撃された場合、その他国に対する攻撃を実力をもって阻止する権利だとしています。日本は、憲法9条により戦後69年間、戦争することもなく平和を維持してきましたが、このことが認められると日本が海外で戦争する国となり、世界に誇れる憲法第9条が死に体となってしまいます。このことは、国政の問題ではありますが、市民の安全、安心にかかわることなので、このような重大案件に対して市長がどのような考えをお持ちか、市民も大きな関心をお持ちのことと思ひ、質問をさせていただきます。

さらに、この集団的自衛権の行使容認を憲法改正で国民に問うのではなく、閣議決定で行おうとしております。これまで政府は、集団的自衛権の行使はできないという見解でしたが、一内閣が私的諮問機関、安保法制懇をつくり、答申させ、一内閣の判断で憲法解釈を自由勝手に変えることは立憲主義の否定にほかならないと考えますが、市長はどのような見解でしょうか。

次に、核兵器廃絶についての考えについてお伺いします。来年は、核不拡散条約NPTのもとで5年に1度開催される再検討会議が国連で開催され、世界の核兵器廃絶への動きも活発化しています。現在世界には、ピーク時の7万発に比べ数は減っていますが、保有国9カ国で、およそ1万7,000発がいまだに存在します。本市は、全国の自治体の88%が宣言している核兵器廃絶平和都市宣言を平成19年12月18日に行い、さらに自治体の

80%が参加している平和市長会議にも平成22年12月に加盟しており、大変喜ばしいことでもあります。私たちは、核兵器廃絶の世論を高めるために、毎年被爆地の広島、長崎に向け、国民平和行進を行っています。今年も5月6日に礼文島を出発して、きょう夕方、五所川原に到達し、あした西北五地域を行進します。市長は、市民のこのような行動についてどのように考えているかお伺いします。

2番目の質問は、職員の給与等の待遇についてであります。私のところに訪ねてきた人が、「食堂にいたら合併した町村の職員は五所川原の職員と格差があるという話を聞いたけど、本当ですか」と言うのです。私は、合併した金木や市浦の職員と旧五所川原の職員の間には格差が本当にあるなら問題と思い、質問します。合併10年となりましたが、平成16年10月19日に調印された合併協定書には、職員は新市の職員として引き継ぐと記載され、職員の職名、任用及び給与については、人事管理及び職員の待遇等の適正化の観点から合併時に統一を図るとあります。合併時、職員給与はどのように調整されたのか、またはされなかったのかお聞きします。さらに、合併した町村の職員が給与に格差があると感じて仕事をしていることはとても不幸なことであります。実態はどうなのでしょう。

次に、職員の駐車場確保についてお伺いします。市役所隣につがる総合病院が建設され、職員の駐車場がなくなってしまう、職員は大変困っていると聞きました。中核病院については、市役所隣を提案したわけではありませんが、市街地に建設するべきと提案したことから責任を感じることもあり、質問させていただきます。市庁舎に職員駐車場がなく、多くの方が有料駐車場などに駐車していると聞きますが、実態はどのようになっているのでしょうか。また、自家用車で通勤することが認められている職員は何人いるのかお知らせください。

臨時や非常勤職員の待遇についてお聞きします。臨時や非常勤の職員は、雇用期間が定められており、それに合わせるためにいろんな不合理な雇用となっている場合が問題となっております。例えば臨時教員の場合ですが、3月30日に一旦退職し、1日空白を設け、4月1日から任用されることが繰り返されてきたために、社会保険と厚生年金を一時脱退し、1カ月分、自己負担で国保と国民年金へ加入しなければならないなどです。このような不合理に、国も事実上使用が継続している場合は、被保険者資格は継続するものとして取り扱うことが妥当と各県の教育委員会に通達して改善が図られております。まず、当市の臨時や非常勤の職員は何人いるのでしょうか。また、これらの職員の各種社会保険等への加入はどのようになっているのでしょうかお伺いします。

3番目の質問は、教育行政についてです。最初の質問は、全国学力・学習状況調査、

いわゆる全国学力テストについてです。全国学力テストの目的は、1つは全国的な義務教育の機会均等と水準向上のため、児童生徒の学力、学習状況を把握、分析することにより教育の結果を検証し、改善を図る。2つ目は、各教育委員会、学校等が全国的な状況との関係において、みずからの教育の結果を把握し、改善を図るとし、小学6年生と中学3年生を対象に国語及び算数または数学について実施しています。このテストについては、テスト対策で本来の授業ができないという教育現場の混乱や全員参加方式の是非、成績の扱い方、学校別の公表は、学校、地域がテストの成績によって序列化、格差化されることになるなどの問題点が指摘されています。文部科学省は、これまでテストの結果は原則公開しないという立場から、公表することは可能であるとの通知を出しており、本市教育委員会は全国学力テストの結果の公表についてどのように考えているのかお知らせください。

次に、国が進めようとしている教育委員会の改革についてお伺いします。国会は、この5月20日、地方教育行政組織改革法案を衆議院で通過させました。この法案には、教育大綱作成が義務づけられています。その決定権者が首長にあること、教育委員長が廃止され、首長が指名する新教育長が事務局と教育委員会のトップとなり、これまでの教育委員会に教育長を指揮監督する権限がなくなりました。このようなことから、教育の自由と自主性を侵害するものと考えますが、教育委員会としてはどのような見解を持っているかお伺いします。

以上、壇上からの質問といたします。御答弁よろしくお願ひいたします。

○三瀉春樹議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○平山誠敏市長 花田議員にお答えいたします。

まず、憲法第9条と集団的自衛権の行使容認の問題に関しましては、現在国政はもちろん国民生活の中においても注目されているので、非常に関心の高い動きであると考えております。

我が国は、第2次世界大戦後、再び戦争の惨禍を繰り返すことのないよう決意し、平和国家の建設を目指して努力を重ねてまいりました。恒久の平和は国民の念願であり、この平和主義の理想を掲げる日本国憲法は、第9条に戦争放棄、戦力不保持及び交戦権の否認に関する規定を置いております。世界的にも類を見ない平和憲法の存在が、我が国における戦後の飛躍的な経済成長、復興へとつながったと言っても過言ではないと考えております。

憲法解釈としては、個別的自衛権は有しており行使できるとしているものの、集団的

自衛権につきましては有しているが、行使できないとされてきました。現内閣による憲法解釈変更の議論が取り沙汰されておりますが、市民の安全、安心を守るという立場から言わせていただければ、国際情勢の変化等を踏まえ、国民的議論を十分に尽くした上で、国においては国際間の対立や紛争といった事態に陥ることのないよう、我が国はもとより国際社会の平和と安定に向けた取り組みをより一層強化していただきたいと考えております。

○三潟春樹議長 教育長。

○長尾孝紀教育長 花田議員にお答えします。

文部科学省が実施する全国学力・学習状況調査、その目的については今花田議員がおっしゃったので省きますが、具体的には学校における児童生徒への教科指導の充実、学習状況の改善等に役立てることが私たちに課せられた目的だと考えております。当教育委員会では、この調査結果をもとに各学校が児童生徒の学習過程上、どこにつまずき、理解がどんなところで困難になるかなど多面的に分析することにより、学習の改善や教育指導等に活用を図り、学力の向上に努めているところでございます。

御質問の本調査の結果の公表につきましては、昨年11月に文部科学省より学力・学習状況調査の実施要領を見直し、今回からそれぞれの教育委員会の判断により学校別の成績を公表できるとの通知がありました。当教育委員会でも、この公表に当たっては慎重を期する必要があることから検討を重ねた結果、公表することで学校の序列化が行われる可能性があること、また学校間での行き過ぎた競争が起こること、さらには小規模の学校では児童生徒が特定される可能性があるといった問題もあることから、公表しないことと決定したところであります。

なお、新聞等で既に報道されておりますとおり、県教育委員会におきましても同様に公表しないとのことでございます。

次に、教育委員会制度改革に関する市教育委員会の対応についてお答えします。現在開催されている第186回通常国会に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案が提案され、去る5月20日には衆議院において可決され、現在参議院において審議中でございます。御承知のとおりこの改正案は、大津市の中学生のいじめ自殺問題などを踏まえ、教育行政の責任の明確化や対応の迅速化を目指す改正となっております。中央教育審議会の答申や教育再生実行会議の提案があったほか、与党合意を経て改正案が提出されております。同改正案が可決成立しますと、公布の後、一定の経過措置の後施行されますが、当教育委員会でもその改正の趣旨に沿った体制の整備がなされることとなります。地方教育行政の根幹にかかわる重要な改革であることから、今後も動

向を注視しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○三潟春樹議長 総務部長。

○小田桐宏之総務部長 平和行進に対する考え方について御答弁いたします。

当市では、平成19年12月18日に平和を守り郷土の限りない発展と住みよいまちづくりの実現と非核三原則の完全実施を願い、平和を愛する世界の人々とともに恒久平和を実現することを決意し、核兵器廃絶平和都市宣言を行っております。核兵器廃絶を訴えて行う平和行進に関しては、核兵器のない平和な世界を目指すものであることから、市の核兵器廃絶平和都市宣言の目的と合致するものと認識しているところでございます。

次に、合併町村の給与につきまして、合併時に職員の給与の取り扱いはどのように決定されたかお答えいたします。合併時の職員給与の取り扱いについては、平成16年7月1日に設置されました五所川原地域合併協議会におきまして、一般職の職員の身分の取り扱いに関する協議の中で決定しております。平成16年7月22日に開催された第2回合併協議会の協議第5号として、一般職の職員の身分の取り扱いについてが協議され、職員の職名、任用及び給与に関して、人事管理及び職員の処遇等の適正化の観点から、合併時に統一を図ることとされておりました。その後調整を経て、平成16年12月22日に開催されました第8回合併協議会の報告第17号として、職員の給与及び昇給、昇格の基準に関して、合併前の各市町村で差異が見受けられるものの、合併前の号給に基づいてスライドさせること、また職員の勤務実績等も新市に引き継ぐことが承認されております。

次に、給与格差の現状についてでございます。旧市町村の間の給与格差の現状についての御質問でございますが、合併前において初任給の決定や昇給、昇格といった給与の基準につきましては、旧市町村それぞれの給与の基準に基づき決定されていたところであり、その給料をベースに新市の基準にスライドさせております。したがって、合併前の3市町村の給料の基準が違っており、その部分では給料に違いがあるということでございますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、職員の駐車場の現状についてでございます。現在市職員の駐車場は柳町地内にありまして、通勤距離の遠い順から現在48名の職員に対して割り当てを行っております。

次に、自動車通勤している職員の人数ですが、通勤方法についての基準等は特に設けていないことから、通勤方法については職員の意思によりおのおのが選択しております。通勤手当が支給されている本庁への自動車通勤者は、平成26年4月現在で180名となっております。

次に、臨時職員の任用状況の実態についてお答えいたします。当市におきましては、業務量に応じた形での職員配置を基本としておりますが、正職員でなくても実施できる業務については臨時職員等を配置しております。本年4月1日現在、臨時的任用職員127名を任用しており、そのうち常勤職員と同じフルタイム勤務の期限つき臨時職員は61名、週27時間以内勤務の非常勤職員は66名となっております。

次に、社会保険等の加入状況でございますが、雇用保険の加入要件は1週間の所定労働時間が20時間以上であること、2つ目として31日以上雇用見込みがあることとされております。また、健康保険、厚生年金の加入要件は、1つ目として1カ月の所定労働日数が常勤職員のおおむね4分の3以上であること、2つ目として1日の所定労働時間が常勤職員のおおむね4分の3以上であることとされております。このことから、フルタイム勤務の期限つき臨時職員については、雇用保険、健康保険、厚生年金に加入しておりまして、週27時間未満勤務の非常勤職員のうち週20時間以上勤務の者は雇用保険にのみ加入しております。

以上です。

○三潟春樹議長 1番、花田進議員。

○1番 花田 進議員 それでは、一問一答に移らせていただきます。

まず初めに、市長の政治姿勢のところですが、集团的自衛権と憲法の関係では、平和憲法は日本の経済発展に貢献し、今後とも守っていかなくちゃならないと、そのことはわかったんですが、私が求めたのは集团的自衛権を市長が、公的な立場ではありますが、それぞれ日本国に住んでいるわけですので、日本国民としてどういう考えを持っているかということをお聞きしたわけですので、その辺を市民は、市長はどういう考え方をしているかということは大変関心のあることだし、重要なことだと思っておりますので、ぜひその辺市長の見解を再度お聞きしたいということと、そのときに閣議決定という方法について本当にどう考えているのかについて御見解を再度お伺いします。

○三潟春樹議長 市長。

○平山誠敏市長 ただいまの花田議員の御質問ですが、集团的自衛権、何ゆえに今出てきたかということ、やっぱり国際情勢が以前と違ってかなり緊迫した状況になってきているのかなということも考えられますし、国としてはさまざまな観点から国民の生命、財産を守るという問題もございますし、単純に第9条の考えでいいのかどうか、その辺も非常に議論される場所だと思います。ただ、閣議決定により憲法解釈を変更し、集团的自衛権の行使を容認することについてはどうなのかということでございますが、憲法は国民の権利を守る最高法規ということから鑑みても、拙速な結論を避け、十分な国民的議

論を経て合意形成を図った上で結論を得るべきだと考えております。

いずれにいたしましても、国家の安全保障にかかわる問題は最終的に市民生活の安全、安心という根幹にかかわる問題ではございますが、国としての一番大きな義務、責任でもございまして、当地域で、自治体での判断はなかなかできない部分ではないかと思っておりますし、最終的には国の方向性を十分に見きわめながら対処してまいりたいと思っております。

○三潟春樹議長 1番、花田進議員。

○1番 花田 進議員 この問題を延々とやっているとお時間がなくなるので、市長の考え方は十分な合意を得ていけば閣議決定してもいいというふうにとられたわけですが、大変立憲主義から考えても私は同意できないわけですが、ちょっと質問を続けさせていただきます。

核廃絶の関係で平和行進のことについてお話ししましたが、ここでは昨年平和行進に対して、毎年自治体に賛助金のお願いの文書を出していただいていたんですが、去年はいただけなかったわけです。その理由は、スローガンに脱原発が入っていたということで、市長は脱原発の立場じゃないので、そのことで賛同できないということだったんですが、参加者及び全国を通して歩く人もいます。大体退職して年金をもらっておられる方、その方も大変がっかりしていました。今年は、スローガンに原発ゼロも入っていないんですが、ぜひ協力していただければということをおひとつ、御意見を申し上げます。

○三潟春樹議長 総務部長。

○小田桐宏之総務部長 これまで平和行進に対しましては、実施される平和行進の趣旨等を勘案しながら賛助を行ってきたところでございます。昨年度につきましては、依頼文書におきまして平和行進のスローガンのほかに他の事項も掲げられていたことから、賛助については見送ることとしたところでございます。今年度につきましては、既に受け付けした2014原水爆禁止運動を前進させるための賛助に係る依頼文書におきまして、平和行進の趣旨、内容等が当市の核兵器廃絶平和都市宣言の目的と合致するものと考えてございますことから、賛助の方向で検討しているところでございます。

○三潟春樹議長 1番、花田進議員。

○1番 花田 進議員 これは質問じゃないんですけど、1つ提案をさせていただきたいんですが、平和都市宣言とか平和市長会議に参加しているということだけじゃなくて、何か五所川原としてもそういう平和についてのアクションを起こすべきだと思うんです。そういう点では、全国的に見ると広島、長崎の被爆地に児童を研修に送っているとか、そういう活動も全国的には行われているようでありますので、ぜひそういう、ただ

宣言しただけじゃなくて、市としてもそういう次代を担う子供たちが平和に対する関心だとか思いを強めるような企画をぜひ考えていただければというふうに思っております。

それでは次、職員の給与についてですが、答弁をまとめると調整するという覚書があったんだけど、その調整は基本的には各町村の3月31日の号俸がそのまま新市に受け継がれたんだと。だから、そのときにそれぞれの町村で同じ年に採用されても格差があったんだけど、調整されないまま、そのまま同じ号俸が引き継がれたということで答弁の趣旨はいいわけですね、合併時。

○三潟春樹議長 総務部長。

○小田桐宏之総務部長 ただいま初任給の決定かと思えます。初任給の決定につきましては、各市町村それぞれの初任給の基準に従って格付されていると考えてございます。初任給につきましては、各自治体におきましても同じものと考えてございます。

○三潟春樹議長 1番、花田進議員。

○1番 花田 進議員 ちょっと趣旨が理解しがたいんですが、それでは合併時に初任給も各町村同じところから始まるから、平成17年に合併したときには職員の号給に町村ごとの格差はなかったという理解でいいんですか。

○三潟春樹議長 総務部長。

○小田桐宏之総務部長 いえ、初任給の格付について先ほど答弁さしあげたんですが、行政職の例えば給料表そのものを取りましても、五所川原市の場合は当時9級でございました。旧市浦村、旧金木町につきましては、行政職につきましては8級ということで、課長、補佐それぞれの級に格付されていたということでございます。そのほかに特別昇給の運用についても各市町村で対応が違っていたというところでございます。

○三潟春樹議長 1番、花田進議員。

○1番 花田 進議員 そのことでしたら理解しました。要するに、格差があったわけですよ。

(「格差でない。給与体系が違う」と呼ぶ者あり)

いや、だから五所川原、新市になったら統一するという協定書の中身というのは、基本的には同じ年に採用されて、特別問題がなければ同じ給料に、2号差があれば2号改善しますよとか、そういうのが基本的な統一だと思うんですが、そういうことがなされないために合併後は新市の基準で昇格、昇任とか給料が上がってきたけど、合併時点で残された問題については結局残ったわけですので、合併したところの職員は何か給料に格差があるんじゃないかということで仕事していると思うんです。それで、いろいろと

改善もされてはいると思うんですが、その辺を何らかの手法で、ぜひ私の要望としてはそういう思いが合併町村の職員に起きないようにしていただければというのが希望であります。職員によって昇任、昇格に差が出るのは、それは仕方ないことではありますが、基本的にはモデル賃金表がありまして、それを基準にその人は著しく給料が低いのかとか見ていくと思うんですが、五所川原でつくっているモデル賃金表を下回っている職員というのは実際どのくらいになるのか、数で言えなければ割合でもいいんですが。

○三潟春樹議長 総務部長。

○小田桐宏之総務部長 モデル賃金を下回っている職員は何人いるかという御質問にお答えします。

当市では、給与条例及び初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則に基づきまして職員の給料について決定しているところでございます。規定の中では、1年間の勤務成績に応じて昇級することとなりますけれども、その勤務成績が良好、もしくはそれ以上であることを仮定して昇給、昇格の状況を予測した場合、その予測額を下回っている職員は現在20名、職員全体の約4%となっております。

○三潟春樹議長 1番、花田進議員。

○1番 花田 進議員 それでは次、20名で、職員全体としては4%いるということなので、やっぱり改善を図っていただきたいという希望を述べて、この問題についてはここでは終わります。

駐車場の問題ですが、私は単純なことでこの問題を取り上げたんですが、インターネットで調べてみるとオンブズマンが、市役所の職員が公的土地にただで駐車していると。通勤手当もやって、ただで駐車しているのは違法だということで訴訟したり、大変な問題だということに気がついて、後でちょっと反省しているところもあるんですが、だけでも、職員が困っているということは事実ですので、通勤者の駐車場の実態については把握すべきじゃないかと。

あとさっき書いたんですが、百何十人と言いましたっけ……

(「180」と呼ぶ者あり)

180名いて、48台は柳町に駐車しているということですので、それ以外の分をどこかに確保すれば、土地がないのかどうか、その辺もうちょっと考えて。それで、私も考えたんですよ、なかなかないのかなと思って。初めに出てきたのは、エルムの職員の駐車場、ちょっと遠いんですが、土日に使っているだけで、膨大な土地があつて、昔、あそこを平日使っていなければと思ったんですが、ちょっと遠過ぎるなど。そうすると、NTTの隣の市営駐車場をよく通るんですが、あまり駐車していないと。あそこだと何とか歩

くとちょうど健康にもいいかなと思って、あそこを開放することができないのかどうか、その辺を含めて御答弁願えればと。

○三潟春樹議長 総務部長。

○小田桐宏之総務部長 まず、職員の駐車場について、自動車通勤者の駐車場所の実態について把握すべきでないかという御質問でございます。

職員から提出されております通勤届、それから扶養親族調査により通勤方法については現在確認しております。議員御指摘の駐車場の把握までは、現在のところ必要とは考えてございませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、自動車通勤者全員分の駐車場を確保するとした場合の面積はどのくらいかといったことでございます。駐車スペースの積算には、通路を含めた1台当たりの標準的な面積を25平方メートルと見込んで計算いたしますと、先ほど申し上げましたとおり本庁への自動車通勤の職員が180名でございますので、4,500平方メートル程度が必要な面積と想定してございます。

それから、市営駐車場を職員駐車場として利用させることはできないかとの御質問でございます。御質問の五所川原市駐車場につきましては、中心市街地の路上駐車を解消する目的で設置されておまして、平成19年4月から運用を開始してございます。したがって、五所川原市駐車場を職員駐車場として利用することは本来の目的から外れるということになりますので、実現は困難であると考えてございます。

○三潟春樹議長 1番、花田進議員。

○1番 花田 進議員 上平井の市営駐車場というのは、8月は月間2,500台ぐらい駐車しているようですが、月平均すると450台、1日10台ちょっとしか駐車していないわけですので、確かに部長おっしゃられた市街地の路上駐車を防止するためという理由はわかりますが、何だか資源の無駄遣いというか、気がしないでもないのですが、再度その辺訴えたいと思います。

あと駐車場を確保できなければ、ある程度の駐車場を借りている人に対して助成できないのか。あと調べたら、通勤手当は課税対象外なんですけど、限度額ありますが、駐車場料への助成というのは、どうも国税の対象、所得税の対象になるようなんですけど、その辺はどうなるのかお聞きします。

○三潟春樹議長 建設部長。

○菊池 司建設部長 市営駐車場を職員駐車場として利用できないかということでございますが、御質問の市営駐車場は市条例において五所川原市駐車場設置条例として定めているところであります。本条例第2条で名称を五所川原市上平井町駐車場と定めてござ

いまして、また第1条で本駐車場の設置について、道路法で規定されている道路附属物と定めてございます。このことから、本駐車場は道路事業として国庫補助を受けて整備したところでございまして、事業目的は市街地の路上駐車を解消し、交通の安全確保と円滑化を図ることとしております。以上によりまして、本駐車場を市職員駐車場として常時使用することは目的外使用となるほか、中心市街地の活性化にも支障を来すものと考えてございますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

○三潟春樹議長 総務部長。

○小田桐宏之総務部長 通勤手当の支給とは別に駐車場代の助成はできないかについてお答えいたします。

県内他市の状況を見ますと、職員駐車場のない当市を除く6市につきましては、いずれも駐車場代の助成は行ってございません。市独自で駐車場代を助成できないかということでございますが、新たな財政負担を伴うことでございますので、助成は困難であると思われまます。御理解をいただきますようお願いいたします。

仮に駐車場代を助成した場合、支給額が所得税の課税対象となるかについてでございますが、五所川原税務署に確認しましたところ、助成額の全額が所得税の課税対象になるとの回答でございました。

○三潟春樹議長 1番、花田進議員。

○1番 花田 進議員 駐車場について、あと1つ。なかなか回答がだめだめということだったので、最後に新庁舎ができたときには、そういう駐車場についてどう考えているのかお聞きします。

○三潟春樹議長 総務部長。

○小田桐宏之総務部長 新庁舎建設の際の職員の駐車場につきましては、職員の駐車場を確保できるよう努めてまいりたいと考えてございます。

○三潟春樹議長 1番、花田進議員。

○1番 花田 進議員 それでは、教育行政についてお伺いしますが、私が質問したことにどうもはぐらかされてしまった。私は、今の法律が面倒くさいので、旧法、昔、一千九百五十何年の時代は教育委員会法だったわけです。それが教育地方組織何とか法に変わったわけですが、教育委員会を根底から変えるというこの法律に対して、私は教育の自由とか自主性が侵害されるというふうに思っているわけですが、それには全然お答えになっていないので、多くのアンケートを見てもそういうことが危惧されるという、こう思っている教育委員会があるんだということがいろんな資料を見ると出てくるわけで、その辺を素直に答えていただければと思っていたのに、体制を整備して適切に対応

していくでは私の質問に答えていないので、その辺をもう一度再度お聞きします。

○三淵春樹議長 教育長。

○長尾孝紀教育長 お答えします。

今現在国会で審議中でございまして、まだ確定していないので私のほうからは答弁は控えさせていただきますけども、大きい柱に関しては、今花田議員が言っているのは教育委員会の独立性とかそういうふうなものについてだと思います。権限の一元化に対する懸念だと思いますけども、与党合意の内容を見ますと教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、市長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るための改革ということで今審議されております。地方教育行政の組織運営に関する法律に定められている、懸念されている教育委員会の職務権限については従来どおりとされており、例えば学校の教育課程の編成とか、教科書の採択等については変更しないということが明記されておりますので、大きな教育委員会の執行機関としての中身は変わらないというふうなことだと思いますので、大きなそのところに関しての変更はないと感じております。

○三淵春樹議長 1番、花田進議員。

○1番 花田 進議員 大津のいじめについても、それから「はだしのゲン」の漫画の撤去の問題についても、問題は教育委員会にあったんじゃないんで、それをつかさどる事務方が独走したり、事実を隠していたわけです。それで、それを教育委員会が取り消したり改善したりしていったと。ところが、今の法改正では教育委員長がなくなって新教育長が全てを掌握するわけですので、事務方がやったことに教育委員会として事実上文句つけて取り消すことができるのかどうかとか、いろんなことが出てくるわけです。政治的なことじゃないけど、五所川原の例でいくと市浦の遺跡で、議会の答弁では境ははっきりしていないので市で買うことできないという答弁だったんだけど、1カ月もしないうちに正月が明けたら教育委員会開いて、教育委員会としてその保存を決めたりして、やっぱり教育委員会が独立しているということは大変重要なことだけど、どうもその独立性が侵害されていくということに危惧を感じているわけで、そこは大変危惧していると。具体的に質問しますが、教育大綱の中で総合教育会議というのを設置して、そこで教育大綱をつくっていくわけですが、そこでは何でも書けるわけですが、制限がない。そして、それを開催する権限は五所川原で言えば市長にあるわけで、大阪の市長のようにああいうふうなことを言い始めてきたとき、五所川原では本当に今の法律改正で対応できるのかということと、ちょっとその辺の見解をお聞きします。

○三潟春樹議長 教育長。

○長尾孝紀教育長 今御指摘の総合教育会議の中身についてですけども、これは例えば今まででもそうですけども、市の総合計画ありますよね。あの中にも教育の大きい柱がのっているわけで、それは市長と市長部局と教育委員会と協議しながらやっているわけです。今度は、そういうふうな大きな柱について、まず一つ話し合うこと、それからあとは、例えば学校の統廃合とか、そういうものの廃止とか設置とかそういうふうなこと、あとは一番大きいのは緊急にいじめ等があって、そういうふうな場合は教育委員会だけでなく、市長部局と一緒に協議するというふうなことで、この総合教育会議に関しては定期的に設けるというふうなことではないようです。例えば春先に大きな柱のものを決めると、そして何か緊急的にあった場合には招集するというふうなことで、本当の一番大綱的なものとか、そういう細かいものに関してはこの中では話し合わなくて、そのことに関しては教育委員会が権限を持っているというふうなことでございますので。今まだ最終的には国会で審議中ですので、その辺のところも注視していきたいなと思っております。

○三潟春樹議長 1番、花田進議員。

○1番 花田 進議員 最後に意見だけ。なぜ教育委員会の改革が行われているかというところ、安倍政権の第1次のときに今の学テができたり、先生の免許制度だとか、そういういろんな教育の改革が行われて、これは私の最初の質問の憲法の問題と実は安倍政権の中では一体で進んでいると思っているわけです。そう思っている方、有識者の中にはいっぱいあるわけで、その中で改革されて愛国心だとかをうたった教科書の採用だとか、道徳教育にもっと取り組めとか、いわゆる愛国心を高めるための、そういうことになることが大変危惧される改正だと思っておりますので、その辺をぜひ考えていっていただければということをお願いして……

（「愛国心がなんもなくどうするのや」と呼ぶ者あり）

その愛国心というのは、いろんな愛国心があるわけで、そこは後で論議したいと思いますので。

5分になりましたが、赤くならないんですが、終わります。

以上です。

○三潟春樹議長 以上をもって花田進議員の質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時54分 休憩

○三潟春樹議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

17番、阿部春市議員の質問を許可いたします。17番、阿部春市議員。

○17番 阿部春市議員 一登壇一

平成26年第3回定例会に当たり、一般質問をさせていただきます。

最初に、国会は法律をつくる場であると言われます。そうであれば、我々地方議会は条例をつくる場であると思います。法律の改正に伴って条例の一部改正が毎回の定例会で市長提案の議案として提出されている現状にありますが、議会側からの条例制定等に向けた取り組みがあってもよいのではないかと思う次第であります。それが分権型社会における地方議会の課題ではないかとも思うのであります。最近感じていることを申し上げた次第です。以上を申し上げ、質問に入ります。

第1点目は、市の活性化対策としての地産地消についてであります。この件については、これまでもこの議場において何回となく議論してきた経過にあり、事の必要性については誰もが認めるものと思います。公的機関で大量消費が見込まれる施設として学校給食センターがあります。新築後は、さらに増やすことになっています。次に、病院ですが、つがる総合病院、かなぎ病院にもぜひお願いしたいと思う次第です。当市では、平成18年に作成したごしょがわら地産地消推進プランの実現に向けて鋭意努力している状況にあります。また、地産地消を進める会も設立されました。そして、軽トラ市も実施されるようになりました。

こうした中で、私は今年1月末に新潟県上越市に行政視察に行ってきました。友人から案内された飲食店の玄関先に地産地消推進の店というプレートがあったのです。冬場であったのですが、地元のものを食べられると安堵感を持ったのであります。調べてみると上越市では、地元産品を積極的に取り扱う小売店や飲食店などを上越市地産地消推進の店に認定し、現在111店が認定されているとのことであり、認定されるとプレートとのぼりが配付されているようであります。詳しくは、インターネットで確認できます。

地産地消については、全国各地でいろいろな取り組みをしているものと思いますが、当市でも上越市の事例を参考に検討してほしいと考えます。そのことでさらに地産地消が進むものと思います。特に観光客にはよい印象を与えるし、喜ばれるものと思います。小さなまちのおもてなしの心は地元産品からであります。前向きな答弁を期待してやみません。

質問の第2点目は、防災、緊急ヘリの離着陸の件について質問したいと思います。この質問は、市民からの声であり、要望であります。その市民いわく「ヘリポートはどこにあるんですか」とのこと、私は即「岩木川河川敷です」と答えたら、彼いわく「河川敷は冬場のことや岩木川の増水もあるので、新しくなった消防庁舎の近くか、つがる総合病院の屋上を利用すべきではないか」と言うのです。言われてみればそうだなと思いました。災害ヘリやドクターヘリにしても一刻を争う時間との闘いです。ましてやドクターヘリは、病院の屋上を利用することで病院直結方式がとれるのであります。これまでどのように検討されてきたのか質問させていただきます。あわせて金木地域、市浦地域の対応はどのようになっているのか説明を求めます。

さらには、平成25年度のドクターヘリの出動件数は前年度より177件増えて717件となり、運行開始以来最多になったと県で発表されていましたが、当市の防災ヘリとドクターヘリのそれぞれの出動回数はどのくらいあったのか、そして離着陸場はどこであったのか説明を求めたいと思います。

ヘリで思い出すのは、昨年8月に北アルプスの黒部川源流を求めて3,000メートル級の山々を8泊9日の日程で縦走登山に行ってきました。富山県側から入山し、5日目は水晶岳、標高2,986メートルに登る予定でしたが、天候が悪く登頂を断念し、手前の山小屋に1泊することにしましたのです。この山小屋に中年女性が登山中に足を痛め、ヘリの出動を要請していたのであります。しかし、この日は天候が回復せず、翌朝富山県警の山岳救助隊ヘリが山小屋近くに着陸し、女性を乗せてすぐさま出発していったのであります。50人近い登山者が山小屋から出て見守る中、素早い動き等すごいと感じた次第です。このように山岳登山の場合、歩けなくなるとヘリに頼るしか方法がないのであります。また、山小屋への荷物を運ぶのも全てヘリであります。

参考までに申し上げますが、山小屋での生ビール中ジョッキ1杯が1,000円でありました。今年は、7月末に北アルプス、長野県の白馬岳と鹿島槍ヶ岳縦走に挑戦することになっています。

質問の第3点目は、特養施設待機者の対応についてであります。今年3月26日の新聞報道によりますと、厚労省は特別養護老人ホームへの入所を希望している待機者は、今年3月の全国集計で約52万2,000人になったと発表しました。これは、5年前より約10万人増えたとのことでありあります。しかも、介助が必要な要介護3から5の中重度者は34万4,000人で、待機者全体の3分の2を占めているとありました。急速な高齢化の進行で、各自治体が特養施設を整備するペースを入所希望者が上回り、待機者が増加し、深刻な問題となってきました。

一方、青森県内では入所申込者数は6,322人で、このうち市町村が入所が必要と判断した実質的な待機者は3,319人で、前回調査より707人増えたとありました。この特養施設は広域運営されていますが、当市の待機者の状況はどのようになっていますでしょうか。

そして、今後の対応策であります。当市では、この対策として市内の2カ所にミニ特養を建設することにし、平成24年12月には法人名が発表されました。しかし、いまだ開設したと聞き及んでいません。しかも、今定例会に補助金に繰越明許をかけています。待機者のことを思うにつけ、一日も早く入所させたいのでありますが、現状と今後の見通しについて質問させていただきます。

質問の第4点目は、職権消除制度についてであります。私も議員生活が長くなりましたが、この制度があることを最近初めて知った次第です。空き家条例に関していろいろ調査をしてみたら、この言葉が出てきたのであります。住民票の職権消除とは、住民票に記載されているけれども、そこに住んでいない、存在していないことを発見したときは、これを職権で消す、消除することができるという条例です。例えば今では空き家です。登記簿上の所有者がどこにいるかわからない場合がそれに当たるのです。もちろんこの決裁権限は、地方自治体の長に与えられています。この数は、経年的に減っていると言われております。その理由は、お互いに人のつながりが薄くなって、そのような情報が入ってこないことでもあります。基礎自治体である市町村が住民に関する情報をつかめない、このような課題が全国的に出てきているようでもあります。

そこで質問であります。当市の過去5年間の実態はどうか、件数の報告を求めます。また、不在が判明した時点からどういう手続、期間を経て消除するのか、その説明を求めます。いろいろなケースがあると推測されます。例えば認知症で行方不明になり、何年かぶりに帰ってきた場合の取り扱いはどうなるのか、そのことも含めて質問させていただきます。

今定例会から一問一答方式が採用されましたので、答弁漏れがあると質問が長くなると思いますので、漏れのないようにお願いします。

以上で1回目の一括質問といたします。

○三潟春樹議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○平山誠敏市長 ただいまの地産地消の推進についてお答えいたします。

県では、平成13年度からふるさと産品消費県民運動協力店として地産地消を推進している県内の小売店、飲食店、旅館、ホテルに対し、ステッカーやのぼりなどを提供して県産品の食材や料理などをPRしております。

市内での取り組み状況は、小売店が14店、飲食店が9店、旅館、ホテルが2店、登録している状況であります。現在本市において、五所川原市食育推進計画に基づき、学校給食などで地産地消を目指して進めておりますが、市民や観光客に向けた取り組みとして、議員御提案の地産地消推進の店は地場製品の生産及び消費拡大、郷土における食文化の継承などの観点から、本市といたしましても取り組む価値は十分にあると認識しております。また、実施に当たり推進店の情報を周知することにより、小売店や飲食店などの地産地消の取り組みが進み、農家の生産意欲向上にもつながるものと考えられることから、県で実施しているふるさと産品消費県民運動協力店と連携を図りながら、市産品の地産地消推進に向けて前向きに検討してまいります。

○三潟春樹議長 総務部長。

○小田桐宏之総務部長 防災、緊急対策のヘリポートについてお答えいたします。

現在つがる総合病院に最も近いヘリの離着陸場としましては、岩木川河川敷があり、防災ヘリ及びドクターヘリの離着陸場となっております。当初つがる西北五広域連合では、つがる総合病院屋上へのヘリポートについて検討していたようでございますが、病院建物の高さや川風の影響等を勘案した結果、建設を見送ることになったと伺っております。また、新消防庁舎付近へのヘリポートの検討につきましては、防災ヘリの離着陸場として消防庁舎敷地を検討した結果、周辺への騒音や安全性などを考慮し、離着陸場とすることを見送ることとしたと消防事務組合より伺っております。ただし、防災ヘリよりも機体が小さいドクターヘリについては、消防庁舎敷地への離着陸は可能であると伺っております。

現在市内における防災ヘリの離着陸場は4カ所となっております。内訳としては、五所川原地域に北斗グラウンド、飯詰陸上競技場の2カ所、金木地域が金木中学校、市浦地域が市浦中学校となっております。また、ドクターヘリの離着陸場は市内に39カ所ございます。内訳は、五所川原地域に24カ所、金木地域に10カ所、市浦地域に5カ所となっております。金木地域及び市浦地域のドクターヘリの主な離着陸場についてですが、金木地域では金木小学校、嘉瀬小学校、金木中学校、金木運動公園のほか6カ所となっております。市浦地域では、大沼公園駐車場、市浦中学校、県立金木高等学校市浦分校ほか2カ所となっております。これらの防災ヘリ及びドクターヘリの離着陸場は、いずれも救急車等の緊急車両との合流地点となるランデブーポイントとなっており、救急患者等の市内外へのスムーズな搬送を可能にしております。

次に、出動回数及び離着陸場所でございますが、五所川原地区消防事務組合によれば、昨年度における五所川原市内のドクターヘリの出動件数は、五所川原地域で19件、金木

地域で9件、市浦地域で3件の合計31件となっており、この出動における離着陸場及び離着陸回数につきましては、岩木川北斗グラウンドが15回、野里にありますごしょつがる農協敷地に4回、旧金木町農業者トレーニングセンターに9回、相内にある大沼公園駐車場に2回、県立金木高等学校市浦分校に1回の合計31回とのことでございます。また、県防災ヘリ「しらかみ」の離着陸件数につきましてはゼロ件とのことでございます。現時点におきまして、市内に新たにヘリポートを整備する予定はございませんが、ランデブーポイントとなる離着陸場として適切な場所があれば、五所川原地区消防事務組合などと協議の上、活用を検討していきたいと考えてございます。

○三潟春樹議長 福祉部長。

○工藤 仁福祉部長 特養施設待機者の対応について、当市の現状と今後の対応についてお答えいたします。

特別養護老人ホームは、常時介護が必要で居宅での生活が困難な方が入所し、日常生活上の支援や介護サービスが受けられる施設で、当市では5つの社会福祉法人が運営し、利用定員は合計で260人となっております。当市の入所待機者数は、昨年12月の特別養護老人ホーム待機者状況の調査によりますと、要支援から要介護2までが30名、要介護3以上が113名、合計143名で、うち要介護3以上の在宅で待機されている方は45名という状況であります。

第5期介護保険事業計画においてミニ特養を2カ所設置し、施設待機者の解消を図ることとしておりますが、現在2社会福祉法人がミニ特養を建設中で、本年9月に開設予定になっていることから、在宅での待機者の解消が図られるものと考えております。また、今年度中に有料老人ホームが4カ所開設する予定で、利用定員が128人であると聞いております。今後も待機者の動向を注視し、介護ニーズに応じたサービスの提供ができる環境づくりに取り組んでまいります。

次に、当市のミニ特養の開設予定であります。現在五所川原市姥范及び金木町喜良市地内にそれぞれ1カ所、2つの社会福祉法人が建設を進めており、ともに本年9月に開設する予定となっております。施設の建設には多額の費用を要することから、この施設は県の介護基盤緊急整備等特別対策事業費補助金の補助を活用して施設整備をするものであります。昨年7月22日に県から市へ事業費補助金の内示の通知を受け、同年9月の第3回定例会において介護基盤緊急整備等特別対策事業費補助金を補正予算に計上し、承認されております。

最後に、介護基盤緊急整備等特別対策事業費が繰り越しとなった理由についてお答えします。先ほどもお答えしたとおり、ミニ特養建設に係る介護基盤緊急整備等特別対策

事業費補助金を昨年9月の第3回定例会において予算措置しておりましたが、震災復興の影響で建設資材の納入のおくれ、建設作業員等の確保が予定どおりにならなかったことが影響し、年度内に事業が終了できないことにより繰越明許となったものであります。また、事業実施に当たり、実施主体の事業者において事前に準備はしているものの、建設資金を金融機関から借り入れするための審査に係る時間や、設計、入札等が市の事業に準じた運用となることから、事務処理にかなりの時間を要することとなったものであります。現在は、本年3月に施設の建設工事に着手以後、順調に進捗していることから9月に開設できる見込みとなっております。

以上です。

○三潟春樹議長 民生部長。

○榎引和雄民生部長 住民票の職権消除についてお答えいたします。

住民基本台帳は、住民登録及び住民票の作成など住民に関する事務処理の基礎となるもので、その記録は常に正確でなければなりません。当該事務処理の中で各種通知書等郵便物が届かない、生活の実態が確認できないなど住民基本台帳の記録に疑義が生ずる場合、住民基本台帳法第34条に基づき、近隣住民から聴取するなどの住民実態調査を実施し、実際に居住していることが認められず、転居、転出先も確認できない場合には市長において職権消除することができることとなっております。議員御質問の過去5年間の職権消除件数ですが、平成21年度22件、平成22年度12件、平成23年度7件、平成24年度14件、平成25年度7件の計62件となっております。

次に、職権消除の手順でございますが、関係各課の協力を得まして調査班を編成し、家屋管理人、近隣住民の皆さんから実態を調査する現地調査のほか、戸籍等により可能な限り多くの親族等関係者の確認を行い、郵便等により対象者の情報収集を実施しております。しかし、それによりましても対象者の居住地を確認することができない場合は、親族宛てに職権消除する旨の通知をし、職権消除を行っております。これら一連の流れは、およそ3カ月をめぐりに実施しており、職権消除を行った後に1カ月間告示することとしてございます。

最後に、職権消除されたものを再び住民登録することにつきましては、本人の戸籍及び戸籍の付票の写しを添付の上、本人からの申し出を受けて住所設定の手続をすることで再び住民登録をすることは可能でございます。

以上でございます。

○三潟春樹議長 17番、阿部春市議員。

○17番 阿部春市議員 それでは、一問一答の質問をします。

1つ目の地産地消の推進については、市長、今前向きに県と連絡をしながら取り組んでいきたいということでございますので、ぜひそのように進めていただきたい、再度要望しておきたいと思っております。

2点目の防災、緊急対策についてでありますけれども、これ先ほども言いましたとおり、ある市民が私にどうなっているんですかということをお聞きされたとき、私が答えられなかったんです。よく調べてみると、防災ヘリとドクターヘリの離着陸場というんですか、ここが従来我々の年齢で考えると、ヘリの場合はヘリポートを利用するものだというふうに理解していたんですけれども、いろいろ調べてみると違うんです。防災ヘリとドクターヘリでは、おりるところ、発着場がそれぞれ違うんです。例えばドクターヘリの場合は、先ほど総務部長答弁したとおり、ドクターヘリランデブーポイント一覧表というふうなことがつくられてあるんです。片方、防災ヘリについては、防災ヘリコプター場外離着陸場一覧表というのがある。これ私わかんなかったんです。市民もわからないと思うんです。ですから、防災ヘリの場合はこういう発着場あります、それからドクターヘリの場合はランデブーとかという言葉使ってもぴんとわかりませんので、いずれにしても防災ヘリ、それからドクターヘリについて、市民にこの状況を知らせるべきだと思うんです。私もわからなかったんですけれども。その辺、市民に対する周知といいますか、その点、今後の問題ですけれども、どのように考えるか質問します。

○三潟春樹議長 総務部長。

○小田桐宏之総務部長 防災ヘリ及びドクターヘリの離着陸場を市民に周知すべきではないかということに対しましては、周知を図るということは市民の皆様には御理解をいただくという点からも必要なことだと考えられます。今後市の広報紙、それからホームページ等を活用しながら周知を図っていきたいと考えてございます。

○三潟春樹議長 17番、阿部春市議員。

○17番 阿部春市議員 そういうふうにお願いします。

質問の3点目、特養施設待機者の対応について。今福祉部長から答弁がありました。これ、まずミニ特養の関係について確認しますけれども、当初、いつごろ、私は平成26年4月オープンに向けた取り組みをしてきたものと、こう思っているんですが、その辺どうですか。

○三潟春樹議長 福祉部長。

○工藤 仁福祉部長 待機者解消のため、早期のオープンを目指すべきではないかということだと思いますけれども、第5期介護保険事業計画において、計画の最終年度である平成26年度にミニ特養を2カ所設置し、施設待機者の解消を図ることとしております。

施設建設には、建設予定地の確保はもとより地域住民の理解と協力を得られることが最も重要で、平成24年度に施設運営の事業計画を策定した事業者を公募により決定、平成25年度に事業者である社会福祉法人の負担を軽減するため、県に介護基盤緊急整備等特別対策事業費補助金の交付申請をし、予算を確保してからの整備となることから、平成26年度の開設としたものであります。

以上です。

○三潟春樹議長 17番、阿部春市議員。

○17番 阿部春市議員 ですから、私確認したいのは、さっき部長答弁したように待機者が260人おる、一日も早く入所させたい、この思いなんです。今部長答弁によると、26年4月の開設予定が9月に、いわゆる6カ月ずれ込んだと、ずれ込むんだと、この認識でよいのかどうか今質問したんです。

○三潟春樹議長 福祉部長。

○工藤 仁福祉部長 当初は26年4月を予定しておりましたが、例年4月に県から補助金の交付要綱が示されることになっておりますが、平成25年度は7月に交付要綱の通知があり、当市の9月定例会に補正予算を計上し、承認を得た後に事業者内示の通知をしております。この3カ月間おくれたことが影響しているためにおくれたものと考えております。

以上です。

○三潟春樹議長 17番、阿部春市議員。

○17番 阿部春市議員 わかりました。おくれた原因もさっき説明がありましたからわかります。

今後の対応について少し質問したいと思うんですけれども、やっぱり在宅の介護度の高い人、これを優先して入所させるべきだと、こう思うんです。9月に2つのミニ特養が開設すれば、ここの部分が重要になると思うんですけれども、ただ私先ほど言いましたとおり特養施設というのは、いわゆる広域運営なわけです。ですから、五所川原市でやりたいといっても簡単にそういけるものか、各市町村の調整というのがありますから、その辺どのように考えていますでしょうか。

○三潟春樹議長 福祉部長。

○工藤 仁福祉部長 各施設の入所決定が一番重要になると思うんですけれども、施設への入所は入所申込者の介護の必要の程度及び家族の状況等を勘案した上で、入所の必要性の高い方を優先的に入所させるよう国からガイドラインが示されております。特養は、病院への入院等で退所により空きが生じた場合に入所検討委員会を開催し、優先基準に

基づき、緊急性の高い方を優先して入所決定していると聞いております。今後は、27年4月からは要介護3以上に限定されますけれども、その場合でも市の関与で原則この検討委員会の中に入って適正に対処してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○三潟春樹議長 17番、阿部春市議員。

○17番 阿部春市議員 わかりやすい答弁ありがとうございました。これから国の指針である要介護3以上という、この質問を実はする予定であったんですけども、前もって答弁がありましたし、その方向性で進めていくということでもわかりました。

最後に、4点目の職権消除について、これ市長にぜひ質問したいと思うんですけども、さっき過去5年間で62件に達しているということでもあります。結局住民票的な人口が減っている。5年間で六十……件数ですから人数はわかりませんが、率直に毎年こういう10件以上あるということ、市長どのように受けとめているのか、思いを聞かせていただきたいなと思います。

○三潟春樹議長 市長。

○平山誠敏市長 平成21年度が22件と、かなり多いと印象受けましたが、昨年度は7件。職権消除、少ないに越したことはないとは思いますが、住民基本台帳の記録と実態に疑義が生じていることに関しましては、やっぱり個々の事情によるものと思っております。今後も適正な運用と実態の把握に努めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○三潟春樹議長 以上をもって阿部春市議員の質問を終了いたします。

これにて一般質問を終結いたします。

---

◎散会宣告

○三潟春樹議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 1時37分 散会

平成26年五所川原市議会第3回定例会会議録（第3号）

---

◎議事日程

平成26年6月3日（火）午前10時開議

第 1 議案第62号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市税条例等の一部を改正する条例の制定について）から議案第72号 財産の取得についてまで

第 2 請願第 2号 治安維持法犠牲者国家賠償法の制定に関する国への意見書の提出に関する請願書

---

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

◎出席議員（24名）

1番 花田 進 議員	3番 山田 善治 議員
4番 三 渦 春 樹 議員	5番 山田 和宗 議員
6番 木村 慶 憲 議員	7番 成田 和美 議員
8番 吉岡 良 浩 議員	9番 伊藤 永 慈 議員
10番 山口 孝 夫 議員	11番 木村 博 議員
12番 古川 幸 治 議員	13番 秋元 洋子 議員
14番 稲葉 好 彦 議員	15番 松野 武 司 議員
16番 寺田 武 造 議員	17番 阿部 春 市 議員
18番 福士 寛 美 議員	19番 加藤 磐 議員
20番 木村 清 一 議員	21番 桑田 茂 議員
22番 川浪 茂 浩 議員	23番 磯 辺 勇 司 議員
24番 工藤 武 則 議員	25番 平山 秀 直 議員

---

◎欠席議員（2名）

2番 鳴海 初 男 議員      26番 ・ 西 収 三 議員

---

◎説明のため出席した者（27名）

市 長 平山 誠 敏

副市長	三上裕行
総務部長	小田桐宏之
財政部長	佐藤明
民生部長	櫛引和雄
福祉部長	工藤仁
経済部長	小山内秀峰
建設部長	菊池司
上下水道部長	北川智章
会計管理者	岩川静子
教育委員長	阿部育也
教育長	長尾孝紀
教育部長	岩崎明彦
選挙管理委員会 委員長	白川昭磨
選挙管理委員会 事務局長	太田扶
監査委員	山本將雄
監査委員 事務局長	諏訪秀清
農業委員会 会長	斎藤靖裕
農業委員会 事務局長	小山内洋一
総務課長	宮崎昌子
財政課長	三橋大輔
市民課長	新井勝博
保護福祉課長	木村智明
農林水産課長	川浪治
土木課長	蒔苗司
上下水道部 総務課長	有馬敦
教育総務課長	今義律

---

◎職務のため出席した事務局職員

事務局長 長尾功一  
次長 片山善一朗

◎開議宣告

○三潟春樹議長 おはようございます。ただいまの出席議員24名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号により進めます。

◎日程第1 議案第62号から議案第72号まで

○三潟春樹議長 日程第1、議案第62号 専決処分の承認を求めることについてから議案第72号 財産の取得についてまでの11件を一括議題といたします。

総括質疑の通告はありません。

お諮りいたします。議案第66号 平成26年度五所川原市一般会計補正予算（第1号）については、13名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○三潟春樹議長 異議なしと認めます。

よって、本件については13名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会委員の選任については、議長において指名いたします。予算特別委員会の委員には、

1番 花田 進 議員	5番 山田 和宗 議員
6番 木村 慶憲 議員	7番 成田 和美 議員
9番 伊藤 永慈 議員	12番 古川 幸治 議員
13番 秋元 洋子 議員	14番 稲葉 好彦 議員
15番 松野 武司 議員	18番 福士 寛美 議員
19番 加藤 磐 議員	21番 桑田 茂 議員
25番 平山 秀直 議員	

以上の13名を指名いたします。

予算特別委員会は、本日の会議終了後、直ちにこの議場において正副委員長の互選を行うよう口頭をもって通知いたします。

次に、ただいま付託いたしました1件を除く10件については、お手元に配付しており

まず議案付託区分表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

---

◎日程第2 請願第2号

- 三潟春樹議長 次に、日程第2、請願第2号 治安維持法犠牲者国家賠償法の制定に関する国への意見書の提出に関する請願書を議題といたします。

本請願については、今定例会の締め切り日までに受理した請願ではありますが、お手元に配付しております請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

---

◎休会の件

- 三潟春樹議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会審査及び議事整理のため、明4日から8日までの5日間は休会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 三潟春樹議長 異議なしと認めます。

よって、5日間は休会することに決しました。

次回は9日定刻より会議を開きます。

---

◎散会宣告

- 三潟春樹議長 本日はこれにて散会いたします。

午前10時16分 散会

平成26年五所川原市議会第3回定例会会議録（第4号）

---

◎議事日程

平成26年6月9日（月）午前10時開議

- 第 1 議案第62号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市税条例等の一部を改正する条例の制定について）
- 第 2 議案第63号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 3 議案第64号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 4 議案第65号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 5 請願第 2号 治安維持法犠牲者国家賠償法の制定に関する国への意見書の提出に関する請願書  
（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第 6 議案第71号 財産の取得について
- 第 7 議案第72号 財産の取得について  
（経済文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第 8 議案第67号 五所川原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第68号 訴えの提起について
- 第10 議案第69号 訴えの提起について
- 第11 議案第70号 訴えの提起について  
（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第12 議案第66号 平成26年度五所川原市一般会計補正予算（第1号）  
（予算特別委員長報告・質疑・討論・採決）
- 

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

◎出席議員（25名）

1番 花 田 進 議員                      2番 鳴 海 初 男 議員

3番	山田善治	議員	4番	三潟春樹	議員
5番	山田和宗	議員	6番	木村慶憲	議員
7番	成田和美	議員	8番	吉岡良浩	議員
9番	伊藤永慈	議員	10番	山口孝夫	議員
11番	木村博	議員	12番	古川幸治	議員
13番	秋元洋子	議員	14番	稲葉好彦	議員
15番	松野武司	議員	16番	寺田武造	議員
17番	阿部春市	議員	18番	福士寛美	議員
19番	加藤磐	議員	20番	木村清一	議員
21番	桑田茂	議員	22番	川浪茂浩	議員
23番	磯辺勇司	議員	24番	工藤武則	議員
25番	平山秀直	議員			

◎欠席議員（1名）

26番 葛西収三 議員

◎説明のため出席した者（27名）

市 長	平山誠敏
副 市 長	三上裕行
総 務 部 長	小田桐宏之
財 政 部 長	佐藤明
民 生 部 長	櫛引和雄
福 祉 部 長	工藤仁
経 済 部 長	小山内秀峰
建 設 部 長	菊池司
上下水道部長	北川智章
会計管理者	岩川静子
教育委員長	阿部育也
教 育 長	長尾孝紀
教 育 部 長	岩崎明彦
選挙管理委員会 委員長	白川昭磨

選挙管理委員会 事務局 長	太 田 扶
監 査 委 員	山 本 將 雄
監 査 委 員 事務局 長	諏 訪 秀 清
農業委員会 会長	斎 藤 靖 裕
農 業 委 員 会 事務局 長	小山内 洋 一
総 務 課 長	宮 崎 昌 子
財 政 課 長	三 橋 大 輔
市 民 課 長	新 井 勝 博
保護福祉課長	木 村 智 明
農林水産課長	川 浪 治
建築住宅課長	對 馬 肇
上下水道部 総 務 課 長	有 馬 敦
教育総務課長	今 義 律

---

◎職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	長 尾 功 一
次 長	片 山 善 一 朗

---

◎開議宣告

○三潟春樹議長 おはようございます。ただいまの出席議員25名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号により進めます。

---

◎諸般の報告

○三潟春樹議長 初めに、諸般の報告をいたします。

監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月現金出納検査の結果報告がありました。報告書は、お手元に配付しておりますので、御了承願います。

---

◎日程第1 議案第62号から

日程第5 請願第2号まで

○三潟春樹議長 日程第1、議案第62号 専決処分の承認を求めることについてから日程第5、請願第2号 治安維持法犠牲者国家賠償法の制定に関する国への意見書の提出に関する請願書までの5件を一括議題といたします。

本件に関し、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

○吉岡良浩総務常任委員長 一登壇一

おはようございます。本定例会において総務常任委員会に付託されました議案4件及び請願1件について、去る6月3日、理事者側の出席を求め、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第62号 専決処分の承認を求めることについてであります。本件は五所川原市税条例の一部を改正する条例の制定について、平成26年3月31日に専決処分したので、その承認を求めるものであり、その内容は地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する要安全確認計画記載建築物、または要緊急安全確認大規模建築物に該当する家屋で、国の補助を受け、所定の要件を満たす耐震改修が行われた家屋に対し、工事完了年の翌年度から2年度間、固定資産税額の2分の1を減額する措置を講ずるため、所要の改正をするものであるとの説明に対し、質疑もなく、全員異議なく承認すべ

きものと決しました。

次に、議案第63号 専決処分の承認を求めることについてであります。本件は五所川原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、平成26年3月31日に専決処分したので、その承認を求めるものであり、その内容は地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、後期高齢者支援金等課税上限額を14万円から16万円に、介護納付金課税上限額を12万円から14万円に引き上げることにより、課税限度額を77万円から81万円に引き上げるものである。また、消費税率引き上げにより負担がふえる低所得者への配慮のため、国民健康保険の低所得者に対する保険税軽減措置の拡充のため、軽減判定所得の算定方法を改正するものであるとの説明に対し、国民健康保険税の税負担軽減の見直しについての質疑があり、国民健康保険税の税率については各自治体で定めているため、収支バランスが維持できれば税率の引き下げは可能であるが、本市の場合、国交付金に依存せざるを得ない状況であり、税率の引き下げは困難である。ただし、今後国民健康保険事業の県への移管が予定されており、それに伴い税率等の見直しについても審議されることになると思われるとの答弁を了とし、全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議案第64号 専決処分の承認を求めることについてであります。本件は地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、五所川原市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、平成26年3月31日に専決処分したので、その承認を求めるものであり、その内容は地方税法の改正に伴い、引用条項の移動が生じたため、条文を整備するものであるとの説明に対し、質疑もなく、全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議案第65号 専決処分の承認を求めることについてであります。本件は五所川原市承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、平成26年3月31日に専決処分したため、その承認を求めるものであり、その内容は企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する省令の施行に伴い、基本計画の知事による同意期限を平成28年3月31日まで2年間延長し、課税免除の適用期限の延長を図るものであるとの説明に対し、質疑もなく、全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、請願第2号 治安維持法犠牲者国家賠償法の制定に関する国への意見書の提出に関する請願書についてであります。本件は国に対し治安維持法が人道に反する悪法であったことを認めること、治安維持法犠牲者に謝罪し、賠償を行うこと、治安維持法による犠牲者の実態を調査し、その内容を公表すること等、治安維持法犠牲者国家賠償

法の制定を求める意見書の提出に関する請願であります。審議の過程において、委員より本件は本委員会において3回目の付託審査となっており、これまでも当時の政府が国民のためと判断し行った政策であること、戦争の犠牲者は全国民に及ぶことから、同法のみを優先することは平等性に欠けること、また国政の場で審議すべきものであり、地方議会での審査はなじまないものであること等の理由から不採択としてきた経緯があり、今回も同様の理由から不採択とするべきであるという意見があり、採決の結果、全員異議なく不採択とすべきものと決しました。

以上、当委員会からの報告といたします。

○三潟春樹議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。発言の通告がありますので、これを許可いたします。

1番、花田進議員。

○1番 花田 進議員 一登壇一

請願第2号 治安維持法犠牲者国家賠償法の制定に関する国への意見書の提出に関する請願に賛成の討論を行います。

この請願は、昨年が続いて3回目の請願であります。今回も委員会では採択されませんでした。とても残念であります。総務常任委員会での反対の理由として、戦争の犠牲者は治安維持法の犠牲者ばかりでなく、全国民に及んでいることを挙げています。治安維持法は、反人道的な世界でもまれに見る悪法だということは事実です。この法律による弾圧は、共産主義者だけでなく、宗教者などの思想、政治信条、宗教をも犯罪扱いにしたもので、戦時中であつたとしても法律でこのような人権の侵害をすることは許されないことです。戦後有罪判決を受けた人々は全員無罪として釈放されましたが、政府はいまだに犠牲者に対して謝罪も賠償も行っていないのです。日本弁護士連合会は、治安維持法犠牲者は日本軍国主義に抵抗し、戦争に反対したものとして、その行為は高く評価されなければならない。他の戦争被害者に先んじて補償されなければならないと述べています。世界的に見てもドイツなどでは、連邦補償法でナチスの犠牲者への補償が行われるなど補償されています。しかし、日本では謝罪も補償も行われていません。賠償要求の根拠は、国家賠償法なのですが、請求権を具体化するためには特別の立法が必要となっています。ですから、治安維持法犠牲者国家賠償法の制定を求めているところです。

反対の理由の2番目に、国会議員が法案を提出し、審議するべきとありますが、国に

制定を求め、800万筆の請願署名を添え、民主党などの議員の協力を得て請願しています。毎年請願していますが、法務委員会では採択されていません。そのために、地方からの声を国に届けることが大きな力になります。地方議会では394を超える議会が採択しています。県内でも合併前の数ですが、8市町村が採択しています。総務常任委員会の意見は、憲法16条が保障した請願権をないがしろにした意見であります。当議会でも幾つもの請願を採択していますが、その多くは国に法律の制定を求めるものであり、国が実施していないから地方からの請願が必要なのです。犠牲者は高齢で、時間が残されていません。今生きている間に政府が謝罪をし、名誉を回復させ、補償を行うべきです。議員の皆さんの御理解により賛同していただくことを壇上よりではありますが、お願いして討論を終わります。

○三潟春樹議長 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、議案第62号から議案第65号までの4件は承認、請願第2号は不採択であります。

ただいまの委員長報告のうち、請願第2号に対する賛成討論がありましたので、原案について起立により採決いたします。

請願第2号 治安維持法犠牲者国家賠償法の制定に関する国への意見書の提出に関する請願書を採決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立少数)

○三潟春樹議長 起立少数であります。

よって、請願第2号は不採択と決しました。

次に、ただいまの1件を除く4件については、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 異議なしと認めます。

よって、ただいまの4件については委員長報告のとおり決しました。

---

◎日程第6 議案第71号及び

日程第7 議案第72号

○三潟春樹議長 次に、日程第6、議案第71号 財産の取得について及び日程第7、議案第72号 財産の取得についての2件を一括議題といたします。

本件に関し、経済文教常任委員長の報告を求めます。

経済文教常任委員長。

○伊藤永慈経済文教常任委員長 一登壇一

おはようございます。本定例会において経済文教常任委員会に付託されました議案2件について、去る6月3日、理事者側の出席を求め、委員会を開催し、審査をいたしましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第71号 財産の取得についてであります。本件は十三湖マリーナに配備されている大型フォークリフトが平成5年度の施設整備に伴う納車以来20年が経過し、腐食が激しく、プレジャーボートを支える安全性が危惧されることから新たに購入するため、議会の議決を求めるものであるとの説明に対し、施設年間利用船について質疑があり、平成25年度は78隻の収納スペースに対し、71隻と91%の高い利用率であるとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第72号 財産の取得についてであります。本件は校務用ノートパソコンを統合予定の嘉瀬小学校と喜良市小学校を除く市内11小学校の校長室、職員室、事務室、保健室に配備するため、議会の議決を求めるものであるとの説明に対し、入札方法について質疑があり、製造メーカーの指名競争入札ではなく、納入業者の指名競争入札を行ったものであるとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会の報告といたします。

○三潟春樹議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、いずれも原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

---

◎日程第 8 議案第67号から

日程第11 議案第70号まで

○三潟春樹議長 次に、日程第8、議案第67号 五所川原市手数料条例の一部を改正する

条例の制定についてから日程第11、議案第70号 訴えの提起についてまでの4件を一括議題といたします。

本件に関し、建設常任委員長の報告を求めます。

建設常任委員長。

○秋元洋子建設常任委員長 一登壇一

皆さん、おはようございます。それでは、建設常任委員会委員長報告をいたします。

本定例会で建設常任委員会に付託されました議案4件について、去る3日、理事者側の出席を求め、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について報告いたします。

初めに、議案第67号 五所川原市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてですが、本件は青森県屋外広告物条例の一部改正に伴い、屋外広告物の設置期間の更新に関する手数料を新たに徴収するため提案するものであるとの説明に対し、屋外広告物を設置した会社が倒産した場合の対応について、違法掲示の対処について等の質疑があり、倒産した場合は実体がないので、設置期間の更新はできないが、撤去に係る費用は申請者に請求することになる。違法掲示物については、市が把握しているものに関して指導している等の答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第68号から議案第70号までの3件は、いずれも訴えの提起についてですが、3件について、市営住宅家賃滞納による使用許可取り消しに伴い、建物の明け渡しや滞納家賃等を請求する訴え及び放置自動車の撤去と土地の明け渡しを求める訴えを提起するものであるとの説明に対し、保証人に対する対応について、明け渡し請求期間の短縮について等の質疑があり、滞納があった場合は保証人に知らせているが、保証人に滞納額を請求するまでには至っていない。督促については、3カ月を過ぎた時点で通知をし、6カ月以上の滞納で明け渡しの請求をしている。明け渡し期間の短縮は、入居者の納付状況等により一律に対応することは難しいが、全く払う気のない入居者に対しては厳しく対応していきたい等の答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会の報告といたします。

以上です。

○三潟春樹議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。  
採決いたします。

本件に関する委員長報告は、いずれも原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

---

◎日程第12 議案第66号

○三潟春樹議長 次に、日程第12、議案第66号 平成26年度五所川原市一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本件に関し、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長。

○伊藤永慈予算特別委員長 一登壇一

去る3日の本会議において設置されました予算特別委員会は、同日議場において委員会を開催し、委員長に不肖私伊藤永慈が、副委員長に桑田茂委員が選任され、翌4日に付託されました議案1件の審査を行いましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

議案第66号 平成26年度五所川原市一般会計補正予算(第1号)についてであります。歳出第2款、株式会社五所川原エフエムへの経営参加について及び放送エリアについて並びに一般コミュニティ助成事業費補助金の内容及び事業の周知についての質疑に対し、市としては現時点では経営参加することは考えていない。放送エリアは、当面は旧五所川原地域に限定されるが、早期に金木、市浦地域に中継アンテナ等を整備し、行政情報、防災情報を市内全域に提供できるように努める。

一般コミュニティ助成事業費補助金については、烏森町内会が財団法人自治総合センター助成事業の補助対象に採択されたものであり、事業内容はテント、テーブル、椅子等の整備に充てるものである。本事業の周知については、毎年9月ごろに希望する団体を募集しているとの答弁があり、歳出第3款、生活困窮者自立促進支援モデル事業の事業内容について及び生活困窮者の要件についての質疑に対し、生活困窮者自立支援に基づく新制度を想定した支援を試行的に実施するものであり、事業内容は保護福祉課内に生活と就労に関する支援員を配備し、ワンストップ型の相談窓口を開設し、自立促進に向けた相談、支援業務、また離職によって住居を失った生活困窮者に対する家賃相当の

住居確保給付金の支給等を行うものである。実施期間は、本年8月から27年3月末までを予定しており、27年4月からは全自治体の必須事業となる。

生活困窮者の要件については、生活保護の受給要件に満たないが、生活が困窮していると認められる方が対象であるとの答弁があり、歳出第5款、地域人づくり事業における時給単価等及び賃金の支払い状況の確認方法について並びに公募にかかわる周知方法及び事業者の要件と選定方法についての質疑に対し、時給単価については、予算上は介護事業分野は時給800円、建設業及び製造業分野は時給1,000円を見込んでおり、また雇用期間は8月中旬から3月末までとする予定である。支払い状況の確認については、業務日誌、賃金台帳、給与明細、給与振込依頼書等で支払期日、金額等を確認することとしている。周知方法については、市広報7月号及び市ホームページへ掲載する予定である。事業者の募集要件は特にない。受託先の選定は、市が審査を行い、選定要件としては新規雇用者のうち2分の1以上を正社員として雇用する見込みがある事業者が対象となるとの答弁があり、歳出第7款、五所川原まるごとPRキャラバン事業の実施内容について及び観光客の受け入れ態勢について並びに立佞武多制作事業の補正理由についての質疑に対し、本事業は昨年度から5カ年計画で実施しており、本年は平成27年度末の北海道新幹線開業を見据え、道南地域からの誘客促進を目的として、当市を初め中泊町、今別町の3市町共同で9月末に函館市において開催するものである。函館金森倉庫、JR函館駅の2カ所において、中型立佞武多「美髭公 関羽」の展示、はやし実演、津軽三味線演奏及び五所川原地域ブランド認定商品を初め、物産のPR販売を予定している。

観光客の受け入れ態勢については、昨年度に引き続き、臨時キャンプ場として立佞武多キャンプ村を設置し、期間は8月3日からお盆までを予定しているほか、利用者にわかりやすい案内板の設置を考えている。昨年「グルメタウンごしょがわら 食べ歩きマップ」を作成し、市内ホテル等に配付しているほか、今後地産地消に努めているお店の宣伝を行うことを検討している。

立佞武多制作事業の補正理由については、忠孝太鼓の人形ネプタ部分が経年劣化による損傷が著しいため新規制作するものであるとの答弁があり、それぞれの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会の報告といたします。

○三潟春樹議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

以上をもって今定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

---

◎市長挨拶

○三潟春樹議長 市長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

市長。

○平山誠敏市長 一登壇一

閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本定例会も三潟議長を初め、伊藤予算特別委員長並びに各常任委員長、また議員各位の御協力によりまして全議案とも滞りなく議決を賜り、厚く御礼申し上げます。審議の過程において賜りました御意見、御提言などにつきましては、十分これを尊重し、検討いたしまして、今後の市政運営に反映してまいる所存であります。

さて、早いもので平成26年度は市町村合併から10年という大きな節目を迎えることから、当市が将来にわたってますます飛躍するよう市のさらなる一体感の醸成を図るため、合併10周年記念事業を実施いたします。合併10周年記念事業としては、昨日開催いたしました走れメロスマラソンは、県内外から多くのランナーをお迎えし、大盛況のうちに終わることができました。また、今後実施してまいります市民憲章及び市の花鳥木等の制定や第九演奏会を含む合併10周年記念式典事業などにつきましては、鋭意準備を進めております。合併10周年記念事業が節目の年のイベントとしてふさわしいものとなるよう取り組んでまいりますので、議員各位におかれましては特段の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、日差しがじわりと強さを増し、夏の訪れを感じる時期となりましたが、議員各位におかれましては御自愛の上、市勢伸展のためますます御活躍されますよう祈念申し上げまして閉会の挨拶といたします。

---

◎閉会宣告

○三潟春樹議長 これにて平成26年五所川原市議会第3回定例会を閉会いたします。

午前10時36分 閉会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成26年6月9日

五所川原市議会議長 三 潟 春 樹

五所川原市議会議員 木 村 博

五所川原市議会議員 古 川 幸 治

五所川原市議会議員 秋 元 洋 子